

## 牛トレーサビリティ制度実施の手引き（生産・と畜段階）について

本手引きは、平成15年12月1日の法施行（注参照）にあたり、牛の出生からとさつまでの生産・と畜段階において、12万戸を超える酪農家・肉用牛農家等管理者及びと畜・解体を行うと畜者による届出等を適正かつ円滑に進めるために、管理者等をサポートする国、都道府県、市町村、農協等関係団体の参考として作成したものです。

内容は、現状を踏まえたものであり、状況の変化等に応じて改訂・追加してまいります。

（注）牛がと畜・解体処理され、枝肉、部分肉、精肉等として流通する流通段階にかかる部分の法施行は、平成16年12月1日からとなります。

〔お問い合わせ先〕

農林水産省消費・安全局衛生管理課牛トレーサビリティ監視班

担当：磯貝、田中、池田（内線：3211～3213）

# 牛トレーサビリティ制度実施の手引き (生産・と畜段階)

平成15年9月

未定稿

(H15.11.27一部改訂)

農林水産省消費・安全局衛生管理課  
(牛トレーサビリティ監視班)

農林水産省生産局畜産部畜産振興課  
(個体識別システム活用班)

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課  
(食肉流通班・素畜価格流通班)

独立行政法人家畜改良センター個体識別部

## 目 次

### はじめに

- 1 牛トレーサビリティ制度とその目的 . . . . . 1
- 2 本手引きの位置づけ等 . . . . . 3

### 牛トレーサビリティ制度を円滑に進めるための業務について

- 1 業務の実施体制について . . . . . 7
- 2 制度の周知徹底と普及啓発について . . . . . 8
- 3 管理者が行う既存牛の再届出について . . . . . 8
- 4 管理者等が行う各種届出等について
  - 4 - 1 耳標の装着と出生の届出 . . . . . 18
  - 4 - 2 輸入及び輸出の届出 . . . . . 24
  - 4 - 3 耳標の取り外しの禁止等 . . . . . 27
  - 4 - 4 死亡の届出 . . . . . 28
  - 4 - 5 譲渡し等及び譲受け等の届出 . . . . . 30
  - 4 - 6 個体識別台帳記録事項の公表及び変更の届出 . . . . . 33
- 5 管理者が行う届出の農協等による一括報告について . . . . . 34
- 6 と畜者が行うとさつの届出について . . . . . 35
- 7 その他 . . . . . 40

- 管理者以外のマスタ登録について . . . . . 44

### 参考資料 . . . . . 47

- 1 説明参考資料
- 2 業務補足資料
- 3 牛個体識別全国データベース修正請求書及び飼養地情報開示方法通知書
- 4 と畜場リスト
- 5 家畜市場リスト
- 6 農協リスト

### (一部改訂等)

- H15.10.9 7への(2)追加等
- H15.11.27 2(2)への加筆及びエ追加、3(3)カへの加筆、4-1(1)及び(2)の修正、(3)イへの加筆及び補足追加、4-5(1)、4-6(1)(2)(3)、6(3)及び(4)への加筆、追加、1(参考3)の修正等

# 牛トレーサビリティ制度実施の手引き (生産・と畜段階)

## はじめに

### 1. 牛トレーサビリティ制度とその目的

#### (1) 牛トレーサビリティ制度の概要

牛トレーサビリティ制度とは、

- a) 1頭ごとの牛に、出生と同時に、生涯唯一の個体識別番号を付与し、その個体識別番号を印字した耳標を装着
- b) 牛の出生から死亡又はとさつまでの間の管理者や飼養施設の異動等の記録
- c) 枝肉から消費者に販売又は提供されるまでの間の牛肉への個体識別番号の表示による伝達と流通業者による売買等の記録

を行い、牛肉について、牛の出生までの履歴の追跡を可能とするものです。

a) b) の生きている牛にかかる生産段階については、一般に牛個体識別システム(2(2) 参照)とされています。

#### (2) 法制定の趣旨

平成13年9月にわが国で最初のBSE(牛海綿状脳症)が発生しました。BSEについては、他の家畜伝染病と比べ、潜伏期間が極めて長いため、患畜発生時において、同居牛や疑似患畜の特定にはその所在や異動履歴等の記録を過去に遡って確認することが必要になります。まん延防止措置を的確に実施するためには、牛1頭ごとに所在等の情報を一元管理し、患畜発生時に迅速に検索できるシステムを構築する必要があります。

また、牛肉については、BSEの発生により大きく減退した消費が未だ発生前の水準にまで回復しておらず、最近でも「全頭検査でも不安」という消費者が多数見られる実態にあり、酪農及び肉用牛生産の安定のためにも、牛肉に対する消費者の信頼をさらに高めることが重要となっています。

他方、BSEの発生により大きな社会的混乱を経験したヨーロッパでは、牛肉流通の透明性の確保により、牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、2000年9月1日以降にと畜された牛肉について、個体識別番号等の表示が義務化されています。

このようなことから、牛の出生から死亡・とさつまでの個体情報を個体識別番号により一元的に管理するとともに、とさつ・解体処理された以降の牛肉について、消費に至る流通の各段階で個体識別番号等の表示を義務付けることによって、牛肉

の個体情報を確認できる仕組みを構築することが必要との趣旨から、「牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）（以下「法」という。）」が平成15年6月11日に公布され、牛の個体情報の伝達制度（以下「牛トレーサビリティ制度」といいます。）が実施されることとなりました。生産段階については、平成15年12月1日から法が施行され、実際に制度が実施されます。

なお、牛トレーサビリティ制度は、制度が円滑かつ適正に実施されることが重要であり、検査や罰則は、虚偽の報告が行われたり、必要な届出等が行われなかったりすることを防止するためのものであることは言うまでもありません。

### （3）牛トレーサビリティ制度に期待される効果

牛トレーサビリティ制度によって、法制定の趣旨のように、BSEをはじめとする各種疾病のまん延防止が図られるとともに、牛肉にかかる牛の情報が正確に伝達され、消費者等の牛肉に対する理解が深まり、牛肉の需要が増加することが期待されます。消費者からみれば、購入あるいは提供を受けた牛肉の生産履歴を遡及・追跡することが可能となることは、牛肉に対する大きな安心材料であると考えられます。

また、個体識別番号をキーとして、これまで別々の番号で管理されていた血統情報、泌乳や産肉等の能力情報、疾病や診療履歴等の様々な個体情報が統合され、その一体的な利用が可能となり、経営の高度化や牛の改良の促進が期待されます。さらに、個体識別を必要とする畜産関係団体の業務の効率化により、結果として生産者への団体のサービスの向上及び団体へ支払うコスト負担の低減等のメリットも期待されます。

加えて、牛個体の識別を必要とする制度及び補助事業の適正かつ効率的な執行が確保されることも大きな効果として期待されます。

### （4）これまでの牛個体識別にかかる取組

牛1頭ごとに生涯唯一の個体識別コードを付与し、そのコードを印字した耳標を装着する「個体識別システム」は、BSEを契機としたEU規則に基づきオランダ等がいち早く導入しました。オランダ等では、その結果、農家で発生するすべての個体情報が統合され、農家に対する支援業務や乳用牛の改良に大きな成果を上げてきました。そのため、BSE発生前から、国内の関係者より我が国での導入を要望する声があり、平成9年度から、モデル実施のための補助事業が開始されてきました。その後、平成13年9月のBSE発生を受け、10月より全頭を対象とした補助事業が開始され、平成14年6月までに、(社)家畜改良事業団、都道府県、都道府県団体、農協等の多大な尽力により、13万戸に及ぶ酪農家及び肉用牛農家等が飼養する450万頭の牛に耳標が装着されました。また、データベース化が図られ、

10月には個体識別情報の公表が開始されました。この間、平成14年7月に施行されたBSE特措法により努力義務となり、今回の制度化に至りました。

牛個体識別システムは、牛トレーサビリティ制度の生産・と畜段階に相当するものであり、法制定は、従来の個体識別システムをより確固たるものとしたところです。

なお、現行の家畜個体識別システムにおいても、BSEが発生した際に1日以内という短時間に同居牛の異動履歴が確定されたり、インターネットを通じた牛の生産履歴等の情報提供により、消費者の牛肉に対する安心感の醸成に寄与する等の効果が得られているところです。また、酪農家及び肉用牛農家の経営管理の高度化や個体識別を伴う制度・補助事業の効率的かつ適正な執行への活用が期待され検討が進められてきたところです。( 1参考1 )

## 2. 本手引きの位置づけ等

### (1) 本手引きの位置づけ

この手引きは、牛トレーサビリティ制度の実施にあたり、牛の出生からとさつまでの生産・と畜段階の牛の管理者による届出等を適正かつ円滑に進めることを目的に、国をはじめ都道府県、市町村、農協、畜産関係団体が、協力して取り組むための手引きです。

本制度の対象となる管理者にあたる飼養農家は10万戸を超え、さらに公共牧場等の飼養施設が数多く存在します。また、牛は日々異動しており、さらに、出生・とさつされています。関係機関の方々には、制度の円滑かつ適正な運用により、我が国の酪農及び肉用牛生産の安定と関連産業の発展を図るためには、関係機関の連携・協力が不可欠であることをご理解の上、本手引きを参考として業務の推進にあたられるようお願いいたします。

なお、平成16年12月1日より法が施行される、とさつ・解体された以降の枝肉から消費者への販売及び提供までの流通段階については、有識者による委員会等により、流通業者の対応の参考となる「ガイドライン」が別途作成されることとなっています。

### (2) 用語の定義と解説

#### 牛個体識別システム

1頭の牛ごとに重複することのない生涯唯一の個体識別番号で識別・管理するシステムのことです。

なお、従来は、「家畜個体識別システム」と呼んでいましたが、本制度は「牛」を対象とすること、牛以外の家畜を対象とする個体識別システムもあり得ることから、牛にかかる個体識別システムについては、「牛個体識別システム」と呼ぶことにします。

## 個体識別番号

牛の個体を識別するために、農林水産大臣が牛ごとに管理者（参照）に通知する10桁（末尾はチェックデジットです。）の番号です。

耳標では、農場での個体管理が容易となるよう下5桁のうち末尾を除く4桁の数字を大きくしてあります。

## 管理者

### ア 牛の管理者に該当する者

「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者（当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。）です。具体的には、以下の者が該当します。

（ア）牛の飼養者

（イ）共同哺育・育成センター、繁殖センター又は肥育センターの管理者

（ウ）牛の飼養を行う公共牧場の管理者

（エ）試験・研究機関

（オ）牛の飼養を行う教育機関

（カ）荷受業者（と畜場における牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って牛の飼養者から牛の引渡しを受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理する者をいい、と畜場リスト（4）に記載されている者をいう。以下同じ。）

### イ 農協、家畜商等の取扱い

農協、家畜商等の家畜の売買若しくは交換又はあっせんの事業を営む者は、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、一般的には「管理者」に該当しません。ただし、家畜商として事業を営むことに加え、牛を飼養あるいは一定期間を超えて預かる場合には、牛個体ごとに、「管理者」に該当するか、しないかを判断することになります（4-5（1）参照）。

なお、本制度における「管理者」に該当しない場合であっても、牛の取引に関わる情報は、牛の個体識別情報の正確性を確保する上で重要であることから、これまで同様に、改良センターに対する可能な限りの情報の提供を依頼していくとともに、譲受け先の管理者、譲渡し先の管理者に対し、それぞれの相手先の情報提供等を依頼していく必要があります。（注）

### ウ 家畜市場等の取扱い

家畜市場及び臨時市場（以下「家畜市場等」という。）は、家畜の売買又は交換のために開設される市場であって、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、本制度における「管理者」には該当しません。しかしながら、家畜市場等における牛の売買または交換に関する情報については、牛個体識別台帳に記録されている牛の個体識別情報の正確性を確保する上で重要な情報であることから、（独）家畜改良センタ

ー（以下「改良センター」といいます。）に対する可能な限りの情報の提供を依頼していく必要があります。（注）

また、出荷者及び購入者双方とも、家畜市場等からの情報提供なしには、譲受け・譲渡しの届出の必要事項である「相手先」の把握が困難と考えられることから、それぞれに対する相手先の情報提供や、相手先にかわって家畜市場等を届け出る場合の情報提供等について協力を依頼していく必要があります。

#### エ その他と畜場に牛を出荷する者の取扱

自らが販売する牛肉を得るために、と畜場に牛を出荷する者で、農協、家畜商に該当しないいわゆる「肉屋さん等」についても、本制度における「管理者」には該当しません。また、基本的に、荷受業者又はと畜者の届出の際の譲受けの相手先としても不適切です。そのため、「肉屋さん等」には、購入先等を確認する必要があります。（当面の措置については 2（1）参照）

（注）農協、家畜商、家畜市場等については、基本的に、本制度における義務は課されないということであって、平成14年7月の「牛海綿状脳症対策特別措置法の施行について」（平成14年7月4日付け14生畜第2403号農林水産省生産局長通知）に基づき、本制度の円滑かつ適正な実施のため、引き続き情報提供等を求めるということです。

#### と畜者

法において、「と畜者」とは、「牛をとさつした者」と定義されており、牛をとさつ・解体して牛肉（枝肉）として他者に引き渡す工程を自らが行うものとして管理する者をいいます。

具体的には、と畜場を設置又は管理して、自らとさつ・解体業務を行う者、他者が設置又は管理すると畜場において、牛のとさつ・解体業務を自らが行うものとして実施している者（例えば、市の開設すると畜場で、牛を引き受けてとさつ・解体をしている企業組合）をいい、地方公共団体にあっても、このいずれかに該当すれば、「と畜者」となります。

このように、だれが牛のとさつ・解体から特定牛肉（枝肉）を他者に引き渡すまでの工程を自らの業務として管理しているかにより「と畜者」を判断することになりますが、この場合、次のことに留意してください。

#### ア 委託を受けてとさつ・解体業務を行う事業者の取扱

自らとさつ・解体業務を行うAが、Bに当該業務を委託する場合は、とさつ・解体の工程の管理責任を有するAが「と畜者」となります。

#### イ 食肉卸売市場等での牛を引き受け、とさつ・解体をする場合の取扱

A市の開設する食肉卸売市場において、荷受業者（B）が、牛を出荷者から引き受け、係留所で管理した後、同市場においてとさつ・解体を自らの事業とするCへ牛を引き渡し、とさつ・解体を委託する場合は、Cが「と畜者」



となります。この場合において、Bは牛の「管理者」であり、また、当該市場で、BがCから枝肉を引き受け、せりによって「販売」を行う場合（卸売業務を行う場合）は、Bは、法における「販売業者」ともなります。

ウ 同一施設でとさつから部分肉処理まで一貫して行う事業者の取扱

Aが、食肉センターで牛のとさつ・解体をした後、自ら枝肉を購入し、部分肉処理をして販売する場合、Aは、「と畜者」であるとともに、法における「販売業者」となります。しかしながら、Aが、枝肉を購入した他者からの委託のみにより部分肉処理を行っており、自ら販売行為を行わない場合は、Aは、「販売業者」ではありません。

## 牛トレーサビリティ制度を円滑に進めるための業務について

### 1. 業務の実施体制について

(1) 本制度は、消費者の牛肉に対する安心を確保し、もって畜産及び関連産業の発展等を図ることを目的とします。すなわち、制度が円滑かつ適正に運用されることによって、リスク管理と生産振興双方の目的が達成されると考えられます。リスク管理の面から行う立入検査や罰則も、虚偽の報告が行われたり、届出が行われなかったりすることを防止するためのものです。また、本制度により、個体識別番号に基づく情報の統合による情報の活用範囲の拡大・高度化や、補助事業の確実かつ適正な執行等が可能となることにより、畜産経営の利益が向上することも期待されます。

このため、農林水産省本省（以下「本省」と略します。）では、リスク管理を担当し制度を所管する消費・安全局衛生管理課（以下「衛生管理課」と略します。）と、畜産振興を担当する生産局畜産部畜産振興課及び食肉鶏卵課（以下それぞれ「畜産振興課」、「食肉鶏卵課」と略します。）が連携し、その他関係各課と協力して業務を進めます。（ 1 参考 2 ）

(2) 同様に、地方農政局にあっては、消費・安全部安全管理課（以下「農政局安全管理課」と略します。）と、生産経営流通部畜産課（以下「農政局畜産課」と略します。）が連携し、情報の共有と共通の認識の下に、その他関係各課とも協力して、地方農政事務所に対する指導、地方農政事務所と都道府県及び関係機関との連携の調整等にあたります。（沖縄総合事務局にあっては農林水産部消費・安全課と畜産課が連携して同様に調整等にあたります。以下地方農政局といった場合には、沖縄総合事務局を含みます。）

(3) 都道府県段階では、地方農政事務所（地方農政事務所がない県では地方農政局。以下同じです。）の消費・安全部安全管理課及び地域課が、所在する都道府県の畜産主務課（以下「県畜産課」と略します。）及び関係課の協力を得て、各都道府県内の業務の推進にあたります。

(4) 都道府県にあっては、消費・安全局長及び生産局長の協力依頼を踏まえ、県畜産課が中心となり、以下に記述する牛の飼養者等管理者の届出等が適正かつ円滑に行われるよう、関係課と連携して、業務の推進にあたって下さい。

(5) 地方農政事務所及び都道府県は、業務の円滑な推進のため、生産者が所属又は関係する農協及びその他関係団体等（以下「農協等」といいます。）に協力を求め、連携して業務の推進にあたる必要があります。

- (6) 牛個体識別台帳を管理する改良センターは、本省、地方農政局、地方農政事務所、都道府県と連携して、国に対する届出のすべての受付けと内容の確認等の業務にあたります。

## 2 制度の周知徹底と普及啓発について

- (1) 牛の出生からとさつまでの生産・と畜段階（以下「生産・と畜段階」といいます。）については平成15年10月までの間に、と畜された枝肉から消費者への販売及び提供までの流通段階（以下「流通段階」といいます。）については平成15年度中に、関係者に対する制度の周知を可能な限り図ります。その後も状況に応じ、適宜周知徹底に努めます。具体的には、

本省では、全国的な関係者への説明会や中央団体等に対する説明会等を開催するとともに、資料を作成・配布します。

地方農政局では、管内の都道府県及び都道府県団体等に対する説明会等を開催します。

地方農政事務所では、都道府県と協力して、都道府県内の関係者に対する説明会等を開催します。具体的には、地域の実情に応じ、地方農政事務所主催、地方農政事務所と都道府県共催での会議開催や、都道府県や農協等が開催する説明会への地方農政事務所職員の出席等を検討して下さい。

- (2) また、平成15年10～11月には、管理者にかかる制度の趣旨及び各種届出の方法等について、地方農政事務所と都道府県が連携し、農協等と協力して周知徹底を図って下さい。

## 3 管理者が行う既存牛の再届出について

- (1) 再届出の内容と方法の概要

### 再届出の趣旨と内容

法施行前の出生牛（以下「既存牛」といいます。）を本制度の対象に位置づけ、本制度を円滑に開始するため、法の施行日である平成15年12月1日時点の管理者は、平成16年2月29日まで（目標は平成15年12月中）に、すべての既存牛について、次の必要事項を農林水産大臣に届け出る必要があります。（bcは農家マスタ等に登録されているため、実際にはaのみです。）

a) 雌雄の別

b) 管理者の氏名（法人の場合はその名称）、住所及び連絡先（電話番号）

c) 飼養施設の所在地

この届出は、管理者にとっては既に報告済みの牛についての再度の報告であり、いわば「再届出」となりますが、本制度の基礎かつ出発点となる極めて重要なものです。

## 再届出の概要

管理者が、12月1日以前の繋養牛等のリスト（以下「既存牛リスト」といいます。2別紙1に事例。）に基づき、12月1日午前0時の時点で管理している牛を確認することを基本とします（同時点でと畜場において管理されている牛の管理者は荷受業者です）。

ただし、12月1日から7日までの間に牛を導入した管理者にも、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが確認できない牛については、12月1日午前0時時点で輸送中等の場合があることから、届出を行うよう依頼します。（11月30日以前に前の管理者から転出している場合、原則として導入する者が管理者になります。）

リストの出力時点や配布・回収の方法、管理者への依頼・説明の方法等の具体的な対応は、県ごとの事情・実態等に応じて実施計画を作成し、それに基づき実施しますが、おおよその流れは次の通りです。

ア 地方農政事務所において、直近の改良センターのデータベースからROシステム（地方農政事務所と改良センターを結ぶ電算システムです。）を通じ、あるいは改良センターから提供されたCDから、管理者ごとの既存牛リストを出力・作成します。既存牛リストには、繋養牛のほか、在庫耳標がリストアップされています。この既存牛リストが再届出のための用紙になります。（なお、既存牛リスト作成の時期の判断に必要となる、作成に要する時間については、ROシステムの運用試験等に基づき追って連絡します。）

また、既存牛リストは、A4版に生年月日順あるいは個体識別番号順（ROシステムの初期設定は生年月日順ですが個体識別番号順に変更可）に15頭ずつ記載されます。

イ 地方農政事務所は、都道府県及び農協等の協力を得て、地域の実情に応じ、戸別訪問方式、集合説明方式、郵送方式（後述）のいずれかの方法又は組み合わせにより、既存牛リストを管理者に確認していただきます。その際、再届出にかかる説明書（（3）ア参照）に基づき、確認日（12月1日午前0時）における管理状況に基づいて既存牛リストを修正するよう依頼します。

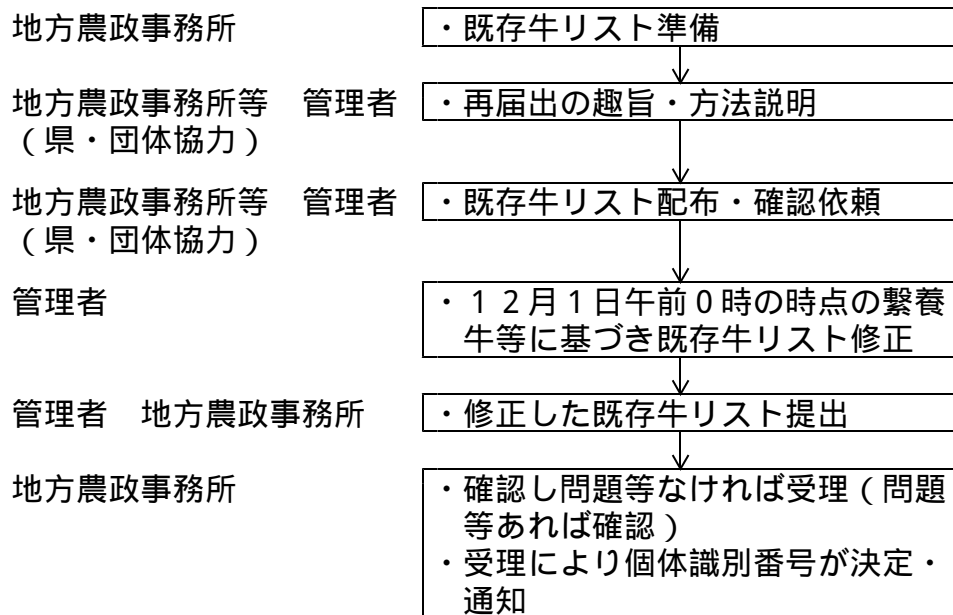
ウ 管理者が、地方農政事務所に、確認・記入の上押印又はサインした既存牛リスト（及び修正を行う場合に必要な添付資料）を提出し、地方農政事務所が記入漏れがないか等を確認の上受理した時点で再届出は終了します。

既存牛の個体識別番号の決定・通知については、地方農政事務所が既存牛リストを受理することにより、当該リスト通りに決定・通知したこととなります。（ただし、明示的に個体識別番号の通知が必要な管理者には、別途通知します。）

エ 地方農政事務所は、受理したリストの内容を確認しながら、ROシステムに入力し、改良センターに送信します。この時点で、出生農家の報告との矛

盾が見つかった場合等には、必要に応じ管理者に確認を行います。（同一牛が複数の管理者から届け出られた場合、追加された牛の転入日が、前の管理者からの転出日と矛盾する場合等の確認方法は検討中です。）

また、前の管理者からの転出時期等の問題から、12月1日以降の導入牛が未届出となっていることが判明した場合等には、管理者に追加の届出を行うよう連絡します。



## (2) 作業スケジュール

再届出にかかる業務のおおよそのスケジュールは下記の通りです。

なお、改良センターのシステム変更に伴うシステムの一時停止期間(11月15～23日予定)は、出生報告や異動報告等の受付が中止となるため、情報が更新されません。また、ROシステムを通じた既存牛リスト等の出力もできなくなるので注意が必要です。

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| ・基本計画の作成             | 9月11日                     |
| ・県ごとの再届出実施計画の作成      | 10月20日メド                  |
| ・再届出農家リスト作成(農家マスタ修正) | 10月中旬メド(以降加除・修正)          |
| ・管理者への周知徹底           | 9月下旬から完了まで                |
| ・再届出の実施              | 12月1日～2月29日<br>(12月中回収目標) |

## (3) 実施計画の作成等事前の準備

### 基本計画等の作成

衛生管理課及び畜産振興課において、9月10日をメドに再届出の基本的な実施要領である基本計画を作成します(9月11日事務連絡：2別紙2)。

(その後、基本計画等に即した再届出にかかる管理者向けの説明書(ア参照：別添)を作成します。)

#### 再届出実施計画の作成

ア の再届出の基本計画を踏まえ、地方農政事務所は、県畜産課と協力して、県ごとの事情・実態に応じた実施計画を10月20日をメドに作成します。

イ この際、県の地方機関及び農協等に協力を依頼し、再届出の趣旨について理解を得て、管理者の負担が少なく、かつ間違いが起きにくい方法となるようよう十分協議を行って下さい。

ウ 実施計画の作成にあたっては、既存牛リストの出力日、管理者に既存牛リストを配布する日と配布の方法、管理者による既存牛リストの確認の方法、修正されたリストの回収方法等について具体的に検討します。実施方法等は県内同一である必要はなく、地方農政事務所の地域課ごと、農協等地域関係機関ごと、あるいは酪農家、肉用牛繁殖雌牛、肥育農家ごと等地域の事情・実態等を踏まえて作成します。

例えば、転入・転出が少ない酪農家や肉用牛繁殖農家については、11月1日時点で既存牛リストを作成・配布し、年末で出荷のピークにあたる肥育農家については11月30日時点で既存牛リストを作成すること等も考えられます。

(例1) 12月1日に管理者を農協に集め、11月10日時点の既存牛リストを配布して、12月1日午前0時の管理牛への修正を依頼し、その場で回収する。その場で修正できない管理者については、後日郵送等で回収する。

(例2) 10月25日時点の既存牛リストを管理者に郵送し、いったん11月1日時点の管理牛へ修正した上で、その後11月30日までの異動等を随時追記するよう依頼する。この間あるいは12月上旬までに個別に訪問するか、集合した場で、確認を行い、郵送等により回収する。(11月1日時点の修正リストに、修正時点から11月30日までの出生及び性別をわかるように記入した異動報告カードの写しを添付することで記入は省略可。)

#### 再届出農家リストの作成(農家マスタの修正)

ア 農政局安全管理課より、県畜産課に、改良センターが作成した平成15年6月末頃(原則)の農家マスタ(既配布済み)のチェックを依頼します。

イ 地方農政事務所と県畜産課は、以下の管理者の住所等及びFAX番号の記入作業等について、具体的な作業の方法と分担を協議し、9月下旬をメドに、追加記入し、改良センターにメール等で送付して下さい。

なお、既配布済みの農家マスタには、管理者の住所等の欄はないため、の2の別紙3のとおりワークシートに5列挿入して欄を設けて下さい。

(ア) 現在の農家マスタにある住所は、基本的に飼養施設の所在地ですが、本制度では管理者の住所等が届出事項として必要になります。牛舎が住居に隣接している場合に加え、住居と牛舎が離れていても実際に連絡を取るために必要な住所として牛舎が適当な場合(1日の大半を牛舎で過ごしている場合)には、飼養施設の所在地を、管理者の住所としてかまいません。この場合、管理者の住所等は「空欄」のままとして下さい。

(イ) 12月1日以降の出生牛については、制度に基づき改良センターから個体識別番号が通知されますので、酪農家・肉用牛繁殖農家等出生の届出が必要な管理者のうちFAXで届出を行う管理者については、必ずFAX番号を記入して下さい。農協等のFAXを利用している者にあつては、改良センターからの通知のFAXを受けられる番号を記入して下さい。いずれの場合も、今回新たに記入するFAX番号については、既存の欄ではなく、新たに設けた欄に記入して下さい。(電話の場合は報告の際に音声で、電子媒体の場合には指定されたメールアドレスに通知されます。)

なお、FAXで届出を行っている管理者への個体識別番号の通知を、農協等で一括して受けることも可能です。この場合には、通知先として、農協等のFAX番号を記入して下さい。

ウ イの追加記入事項以外の修正(農家コードは修正できません。(5)参照。)及び新規参入者等の追加については、地方農政事務所で、該当農家だけのファイル(レイアウトは2別紙3の5列挿入後のもの)を作成し、9月下旬をメドに、改良センターに送付して下さい。

その際、新規参入者等の農家コードについては、決まっていないので空欄として下さい。

また、地方農政事務所への修正依頼等については、2別紙4の様式を参考にして下さい(この様式が必須ということではありません)。

エ 地方農政事務所は、イ、ウ終了後、あるいは並行して、県畜産課等の協力を得て、再届出農家マップ(地方農政事務所の業務参考あるいは対外的な説明用であつて、内容・様式等は問いません。)を作成して下さい。

オ ROシステム開通後(10月第3週開通予定)、地方農政事務所において、修正された農家マスタに基づき再届出農家リストを作成して下さい。(管理者の住所等追加項目の登録は、改良センターのシステム変更後(11月24日以降)となるため、当該リストには出力されません。)

カ これ以降、管理者の加除等があれば、逐次修正します。経営継承に伴う農家名の変更や新規参入等があつた場合には、地方農政事務所へ連絡して下さい。12月1日時点で、再届出が必要な管理者が漏れないように十分注意し

て下さい。(11月30日まではウに準じて地方農政事務所でファイルを作成し改良センターに報告します。12月1日以降は地方農政事務所がROシステムを通じて修正します。新たにコードを設定する新規就農者等については、ROシステムでは対応できないので、11月30日までと同様に改良センターに報告して下さい。)

(注) ROシステムは、10月第3週に開通予定ですが、11月30日までには出力のみであり、12月1日以降入力が可能となります。

#### 管理者への周知徹底

ア 衛生管理課及び畜産振興課において、既存牛の再届出の目的、基本的な方法、再届出により既に装着されている耳標の番号が法律上の個体識別番号となること等を記載した再届出説明書「既存牛の再届出について」を作成します。

イ 地方農政事務所は、県畜産課と協力し、10月末まで(既存牛リスト配布が10月中の場合それまで)に、県の地方機関や農協等の協力を得て、再届出農家リストにリストアップされた管理者に対し、再届出の具体的な方法等について周知を図ります。その後も、再届出が完了するまで周知徹底に努めて下さい。

#### (4) 既存牛リストの確認方法等

##### 既存牛リスト出力前のエラー修正について

ア 8月7日付けで改良センターより送付されている「ダミー出生牛リスト」に基づく出生報告については、既存牛リストに反映させるために、可能な限り早めに報告して下さい。その際、耳標の管理換えの報告が行われていない場合にあっては、併せて耳標の管理換えの報告を行って下さい。既存牛の再届出の円滑な実施に加えて、日々生じていると畜時点での確認や混乱回避の観点から、県畜産課に地方農政事務所も協力して、積極的に取り組んで下さい。

イ 6月に送付されている「報告データエラーリスト」の修正については、8月15日締め切りとなっていましたが、その後の報告についても、改良センターが可能な限り受け付けて修正することとします。(下記補足参照)

##### (補足) 報告データエラーリストの修正について

同リストに基づくエラー修正は、改良センターの事務室内での確認により修正可能なもの及び相手先への確認が1回で済むものについては、改良センターへの報告後おおむね2週間以内に処理されています。しかし、それらは報告全体の6～7割であり、複数の関係者への確認を繰り返し行わ



ざるをえないものも多く、2か月以上を要するものも少なくありません。

そのため、11月1日前後に予定される既存牛リストの作成に間に合わせるための同リストに基づく修正報告の期限は、9月8日付けの改良センターからの連絡のように、9月15日がメドと考えて下さい。(9月15日までに報告のあったものでも、内容によっては既存牛リストの出力に間に合わない場合もあります。)

ただし、9月15日以降についても、エラーの解消は極めて重要であることから、引き続き修正に努めて下さい。ただし、同リストに基づく修正報告は9月30日をもっていったん終了し、10月1日以降については通常の報告及び修正報告により行って下さい。

なお、改良センターがシステムを変更する11月15日以降のエラー修正については、新しい方法で実施する予定です。

(同リストは3か月ごとに送付されていますが、9月のリストの送付はありません。なお、9月のリストが必要な場合には、9月29日までであれば個別に対応しますが、このリストに基づく修正はできません。)

#### 既存牛リストの記載内容

既存牛リストには、当該管理者に配布された耳標の個体識別番号のうち、牛に装着され、その牛の転出の報告があったものを除く耳標の個体識別番号と外部から導入した牛の個体識別番号、すなわち、既存牛リスト作成のためのデータ抜き出し時点で、個体識別データベースに登録されている当該管理者の繋養牛と在庫耳標の個体識別番号が掲載されています。繋養牛については、生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別が記載されます。また、参考情報として転入日が記載されます。(転入日については、修正のために転出先への確認が必須となるため、既存牛の再届出は修正できません。参考情報です。)

また、既存牛リストには、ダミー出生牛は掲載されますが、「報告データエラーリスト」掲載牛は基本的に掲載されません。(2別紙1)

#### 既存牛リストの記入及び修正の方法

ア 確認日(12月1日午前0時)において、既存牛リストに繋養牛として掲載されている牛がいる場合には、既存牛リストの存在チェック欄に「」を記入します。既存牛リストには繋養牛となっても、実際にはいない牛(要削除牛)については「」を記入します。(再届出説明書の )

これまでは必ずしも死亡等の異動報告が徹底されていなかったため、現在のデータベースには、既に死亡しているものが繋養牛として含まれていること等が懸念されています。この点については既存牛の再届出をもって確実にチェックする必要があるため、十分に注意して下さい。

イ 既存牛リストには、転入等の報告がなかったものは掲載されません。また、前述のようにダミー出生牛は掲載されますが、「報告データエラーリスト」掲載牛は基本的に掲載されません。

(ア) ダミー出生牛及び一部の牛では、生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別が「不明」となっています。性別については再届出の必須事項ですので、必ず確認し、既存牛リストに記入する必要があります。また、その他の事項については、修正可能であれば既存牛リストに記入します。(同)

(イ) 既存牛リストに掲載されていない牛については、既存牛リストに追加する必要があります(要追加牛)。出生農家であって在庫耳標として個体識別番号が記載されている場合には、当該個体識別番号の牛の欄に、必須である性別のほか、生年月日、母牛個体識別番号、種別を可能な限り記入します。(同)

また、個体識別番号が掲載されていない導入牛等については、個体識別番号から記入する必要があります。必須である性別のほか、生年月日、母牛個体識別番号、種別に加えて、転入日を可能な限り記入して下さい。(同)

12月1日から7日の間に導入した牛のうち、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが確認できないものについても同様に可能な限り記入して下さい。(同)

(注) 既存牛リストの出力時点から11月30日までの間の出生牛については、出生の届出と重複しますが、生年月日等リストにあるすべての事項を記入して下さい。(出生報告カードの写を添付することで記入を省略してもかまいません。)

導入牛については、性別を必ず記入し、その他の事項はわかれば記入して下さい。(性別をわかるように記入した異動報告カード(転入)の写を添付することで記入を省略してもかまいません。)

ウ イにより、「不明」の修正及び要追加牛の生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別の報告が受け付けられることとなります。また、要追加牛のうち導入牛については転入日も受け付けられます。

ただし、要追加牛のうち導入牛については、既に登録されている出生農家の報告と異なる内容の報告は、原則として受け付けられません。(オを除きます。また、証明書等が添付されている場合には修正が受け付けられます。出生農家の報告内容が、HPや以前に送付されている「報告データエラーリスト」の記載内容等から誤りであることがわかっている場合等には、証明書等を添付し修正するようにして下さい。)

エ また、既存牛リストに記載されている生年月日、性別、母牛個体識別番号、

種別についても、出生農家からの修正は受け付けられませんが、導入先からの修正は原則として受け付けられません。(オを除きます。また、証明書等が添付されている場合には修正が受け付けられます。)

オ 導入先からの修正はウ、エのとおりですが、「品種」区分から「種別」区分への変更に伴い、既存牛リストに記載されている種別が「その他」の場合には、「黒毛和種×褐毛和種」、「和牛間交雑種」、「肉専用種」、「乳用種」への修正が受け付けられず、可能な限り修正するようにして下さい。(同

)なお、「黒毛和種×褐毛和種」を「褐毛和種」としていた場合に限り、「褐毛和種」から「黒毛和種×褐毛和種」への修正も受け付けられます。)

カ なお、既存牛リストの項目(生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別)以外のエラーを、既存牛の再届出によって修正することはできません。繋養牛として扱われてこなかった「報告データエラーリスト」牛については、既存牛の再届出により繋養牛として扱われることとなりますが、修正できないエラーはそのまま残ります。転入日等のエラーについては、別途修正が必要です。(修正方法については、検討中です。)

キ 装着したものを除く在庫耳標については、存在チェック欄にその「有」、「無」を記入して下さい。(同 )

(補足) 既存牛リストに記載されていない耳標について

既存牛リストに記載されていない耳標がある場合には、耳標の個体識別番号を記入し、キに準じて、存在チェック欄に「有」と記入して下さい。

また、既に自家生産牛に装着している場合には、耳標の個体識別番号ほか必要事項(転入日を除く)を記入して下さい。これらについては、農政事務所が本リストを受理した後に、必要に応じて、本来の耳標の配布先等に確認を行います。

(5) 農家コードの変更等について

農家コードについては、本制度の基礎となるため変更できないシステムとなっており、農家コードを変更すると、別の農家として扱われることとなります。

現在の農家コードを変更せざるを得ない特段の理由があると認められる場合に限り、法制化に伴う今回限りの措置として、別の農家として登録しなおしを行います。既存牛の再届出の業務の時期と重なると混乱するため、終了後の平成16年3月以降に行うこととします。

現在1つの飼養施設として割り当てられている1つの農家コードを、新たに防疫上の観点から2つの飼養施設として区分し、新たな農家コードを追加する場合についても、同様に取り扱うこととなります。(新築した牛舎を別の飼養施設として扱う場合については、新たに牛を飼い始める者と同様に常時受け付けます。)

なお、以上の農家コードの登録しなおし等のためには、発生しているエラーをすべて解消しておく必要があります。

(農家コードを変更した場合、異動報告は必要ありませんが、データベース上は、当該管理者のすべての繫養牛について異動があったように表示されることとなります。)

#### (参考) 実施方式のメリット・デメリットについて

##### ・戸別訪問方式

地方農政事務所の職員が管理者を訪問し、その場で再届出を行う方式です。最も確実な方法ですが、再届出は3ヶ月以内に完了する必要があるため、管理者が多い地域で全戸を対象に行うのは困難と考えられます。飼養頭数の多い管理者等への個別対応としては必要と考えられます。

##### ・集合説明方式

地方農政事務所が、県の地方機関や農協等の協力を得て、管理者に集まって頂き、既存牛リストを配布し、再届出方法を説明する方式です。(a)その場で確認してもらい届出まで行う方法、(b)後日再度集合してもらい届出を行う方法、(c)管理者が直接又は郵送により地方農政事務所へ届出を行う方法等が考えられます。

##### ・郵送方式

地方農政事務所が管理者に再届出説明書と既存牛リストを送付し、管理者がリストの内容を確認、押印又はサインした上で、地方農政事務所へ返送する方式です。地方農政事務所においては、記入漏れや矛盾等問題点がないことを確認して受領します。記入漏れや矛盾等問題点がある場合には、管理者に確認します。この方式の場合、再届出を行わない牛管理者がでないよう十分に注意する必要があります。

#### 4. 管理者等が行う各種届出等について

既存牛の再届出以外の管理者が行う各種届出については、用語や報告用カード類の様式の変更、事項の追加等が若干ありますが、基本的には従来の報告の方法と大きくは変わりません。耳標の配布、装着等も同様です。

##### 4-1. 耳標の装着と出生の届出

###### (1) 従来の報告と本制度に基づく届出の相違等

本制度に基づく届出が必要となる牛

法に基づく届出は、法の施行日である平成15年12月1日以降に出生した牛について適用されます。

しかしながら、あらかじめ届出のための報告の受付システム及び報告カードの様式を変更するため、11月30日までに出生した牛であっても、出生や異動等の報告が11月15日（のように、FAX以外の受付システムは15～23日は停止となるため実質24日）以降になる場合には、新様式の報告カードと新システムを用いることとなります。

なお、11月30日までに出生した牛については、従来からの出生の報告に加えて、既存牛の再届出が必要です。（11月30日以前に異動した場合、出生と異動の報告が必要で既存牛の再届出は不要です。）

システム及び報告カードの変更

改良センターでは、11月15～23日（予定）にシステムを変更のため一時停止させます。そのため、この間は、出生等の報告も受け付けられません。

また、報告カードは、11月15日から新様式に切り替えます。事前に新様式の報告カードを配布しますので、この日から、新様式を使用するよう管理者に周知徹底して下さい。（12月1日以降は、旧様式によるFAXでの報告は受け付けられません。）

以上のことは、輸入の届出（4-2参照）も同様です。

報告方法の変更点

届出のための報告の方法は、基本的にこれまで実施されてきた報告の手順を踏襲しますが、従来の「品種」が「種別」となり、選択する項目の「その他」がなくなり、新たに「黒毛和種×褐毛和種」、「和牛間交雑種」、「肉専用種」及び「乳用種」が追加となります。

なお、法制度上、管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先等の届出が必要ですが、これらは11月30日までに農家マスタに登録することとしているため、農家コードの報告で自動的に届出が行われることとなります。（12月1日以降に新たに牛の飼養を開始する者等は、地方農政事務所に報告して、農家マスタに登録する必要があります。）（1参照）

その他

従来は、耳標番号等を改良センターに報告することで手続きが終了となりましたが、12月1日以降に出生した牛については、届出のための報告後に改良センターから個体識別番号が通知されます。これにより、届出が受理されたことの確認が可能になります。

なお、本制度では、基本的に、改良センターが出生の届出を受けて決定・通知した個体識別番号の耳標を管理者が装着することになっています。このため、改良センターでは、牛の取り違えの予防等のためには出生後可能な限り早期に耳標を装着できるようにする必要があること等を考慮し、ア) 管理者ごとにおよそ1年間に必要となる個体識別番号を割り当て、イ) その個体識別番号が印字された耳標を事前に配布し、ウ) 装着したとして届け出られた耳標の個体識別番号が、届出を行った管理者に割り当てたものであることを確認した上で出生の届出を受理し、エ) 個体識別番号を決定・通知することとしています。(1参考3)

## (2) 具体的な手順

### 耳標の装着

管理者は、子牛の出生後1週間以内に、事前に配布されている耳標(個体識別番号印字済み)を、子牛の両耳に装着します。両耳には同一番号の耳標を装着して下さい。装着は、脱落しないよう耳の根本近くの中央部に、血管を避け、装着器(アプリケーター)を用いて装着します。その際、個体識別番号が判別できるよう、耳の内側に大きな文字が印字された面がくるよう装着して下さい。

ただし、疾病等で獣医師の診療を受け耳標装着により悪影響があると判断される場合には、個体識別のできる措置を講じた上で、装着が可能になるまでの間猶予されます。

なお、出生後おおむね7日以内に死亡した子牛は、耳標装着及び届出の対象から除外されます。(ただし、7日以内に、耳標を装着した後に死亡した場合には、出生と死亡の届出が必要です。)

### 出生報告カードの記入

管理者は、耳標を装着した後、出生報告カードに、下記の事項を記入します。これらの記録は、子牛登記等での生年月日記入の際の確認用等として、しばらくの間は保存するよう努めて下さい。(また、黒毛和種等の場合には、種別の確認に必要な書類等とともに、当該牛がと畜され、牛肉として流通しているであろう期間(出荷月齢+2年程度 5年程度)は保存しておくことが望ましいと思われます。)

a) 農家コード

b) 装着した耳標の個体識別番号

- c) 生年月日
- d) 雌雄の別
- e) 母牛個体識別番号
- f) 種別

#### 届出の方法

##### ア 管理者が自ら届け出る場合

管理者は、必要事項を記入した出生報告カードに基づき、FAX(0037-80-2525)、電話(0037-80-1777)、パソコン(<https://www.id.nlbc.go.jp>)等を用い、改良センターに出生を届け出ます。

##### イ 管理者の依頼を受けて農協等が届け出る場合(一括報告)

管理者は、必要事項を記入した出生報告カード又は記入した内容を届出の代行を依頼した農協等に報告します。農協等は、以下のいずれかの方法で、依頼を受けている管理者からの報告を取りまとめて改良センターに届け出て下さい。

(ア)FTP(イントラネットを用いたメール方式の一括報告システム)

(イ)LO(インターネットを用いた専用ソフトを使用する一括報告システム)

なお、FAXでも届出は可能ですが、農協等にあっては、上記の方法の導入をご検討下さい。

#### 届出の時期

個体識別情報の正確性の確保と情報の活用のためには、できる限り速やかに届出を行う必要があります。

##### ア 乳用種子牛

ヌレ子取引の実態もあるため、出生後7日以内に届出を行って下さい。

##### イ 肉用子牛

出生後直ちには出荷等は行われませんが、家畜登録制度の分娩報告時期、肉用子牛生産者補給金制度における本牛の個体登録の申込み時期等を考慮しても、遅くとも出生後1~2ヶ月以内には届出を行って下さい。

#### 個体識別番号の通知

前述のように、届出を受け、改良センターは個体識別番号を決定・通知します。電子媒体での報告の場合には、基本的に出生報告の翌日にあらかじめ指定されたメールアドレスに通知されますが、FAXの場合には、入力後となること等から一定期間を要します(農家マスタに登録された番号にFAXされます)。

### (3)届出事項等に関する補足及び留意点

(2)の出生報告カードに基づく報告により、制度上必要な届出は完了しますが、

制度上の届出事項に基づいて若干補足します。

#### 個体識別番号

ア 牛の個体を識別するための10桁番号で、最後の1桁は記入ミスを確認するためのチェックデジットです。

イ 出生の届出のための報告の際には、装着した耳標の10桁番号を報告します。この作業が本制度の根幹となるので、間違いのないよう十分に注意して下さい。

#### 出生の年月日

生年月日です。本制度での出生の届出後、牛の登記等別途報告が必要な場合には、出生報告カードを確認するようにして下さい。(本制度との間で違いが生じると確認作業が生じます。)

#### 雌雄の別

原則として外部生殖器により「雄」「雌」のどちらかに判定します。フリーマーチンは雌、去勢牛は雄とします。

#### 母牛の個体識別番号

分娩した母牛に装着されている耳標の個体識別番号です。受精卵移植により生産された牛の場合、分娩した牛(受卵牛)を母牛として届出を行って下さい。血統上の母牛(供卵牛等)の届出は不要です。

また、輸入牛については、母牛に個体識別番号がないため届出の必要はありません。

#### 管理者の氏名又は名称、住所及び管理開始年月日

農家マスタに事前に登録されるため、農家コードを報告すれば、これらの届出は自動的に行われます。ただし、従来の農家マスタには飼養施設の所在地が登録されているため、管理者の住所等については、既存牛の届出に伴う再届出農家リスト作成のための農家マスタの修正の過程で登録が必要です(3(3)参照)

なお、防疫上個別と判断される複数の飼養施設を持つ管理者の場合には、飼養施設ごとに農家コードが設定されます。

管理開始年月日は、出生の場合には、生年月日が自動的に個体識別台帳に記録されます。

#### 飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養開始年月日

同様に農家コードの届出等により自動的に処理されます。

#### 牛の種別

##### ア 品種から種別区分への変更

次表のように11の種別に区分します。従来の「その他」が、「黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種」、「和牛間交雑種」、「肉専用種」、「乳用種」に区分されます。(1参考4)



牛の種別は、牛の生産サイドはもとより、牛肉の流通業者の品揃えや消費者の商品選択上の情報につながる等、重要な情報である一方、判定が難しい場合もあるので注意が必要です。(なお、輸入牛については、従来動物検疫所の示す品種区分に準じて分類していましたが、国内産牛と同様の種別区分が適用されることとなります。)

#### イ 判断基準等

「肉専用種」、「乳用種」、「交雑種」の区分が基本になります。肉専用種及び乳用種それぞれの区分の中で、さらに品種等による区分として届け出る場合には、種別を証する書類又は証することができる書類(子牛登記証明書、登録証明書、授精証明書、種付証明書、体内・体外受精卵移植証明書、熊本県畜産協会が発行する和子牛証明書等)の発行が見込まれる必要があります。ただし、ホルスタイン種については、書類がない場合であっても、「腹部及び尾房白色であり、かつ四肢のすべての蹄冠部が黒毛又は赤毛で取り巻いていないこと。」により判定してもかまいません。

当該書類は、立入検査の際に提示を求められることがあり得ます。また、消費者ニーズを踏まえれば、とさつ後しばらくの間は保存しておくことが望まれます。なお、交雑種の場合にも、出生農家では、授精証明書を保存しておくことが望まれます。

#### (補足)

肉用子牛生産者補給金制度(以下「補給金制度」といいます。)では、これまで、生年月日、種別区分、性別を補給金交付事務等の中で確認してきました。その中で、乳用種、交雑種については、生年月日が正確に把握できない場合、一定要件の下で、「農家への導入年月日」を生年月日の代わりに用いることを認めてきましたが、平成15年12月1日の法施行後に出生する子牛については、本制度における生年月日、種別区分及び性別が採用され、導入年月日を便宜的に生年月日として認めることが廃止されます。また、「黒毛和種」、「褐毛和種」、「その他肉専用種」、「交雑種」、「乳用種」の品種区分が、本制度の種別区分に基づくこととなります。しかし、本制度が定着するまでの間、特に種別区分については、補給金制度においても必要な確認作業を継続することとしています。そのため、補給金制度において必要な証拠書類(地域によって、その事情により異なる)の保存も引き続き必要です。

肉用牛肥育経営安定対策事業(以下「マル緊」といいます。)においても、同様に本制度における種別区分が採用されることとなりました。具体的には、平成16年4月1日に14ヶ月齢(個体登録申込みの期限)に達する牛(平成15年2月2日生まれ)から、これまで「乳用種」として扱

われてきた品種証明のない肉専用種及び「交雑種」として扱われてきた F1 クロス（交雑種×肉専用種から得られた産子）が、「肉専用種」に区分されることとなります。

また、平成16年4月1日以降に14ヶ月齢に達する牛のうち、平成15年12月1日以降の生まれの牛については、個体識別台帳に記録された生年月日が、平成15年2月2日から11月30日生まれの牛については、補給金制度の生年月日が、それぞれマル緊における生年月日として取り扱われることとなります。

なお、マル緊においても、当面はこれまでの個体確認の作業と証拠書類の保存が必要となります。

#### 牛の種別区分

種別区分	種別区分に含まれる品種等	出生報告カードの種別番号
黒毛和種	黒毛和種の純粋種	4
褐毛和種	褐毛和種の純粋種	5
日本短角種	日本短角種の純粋種	6
無角和種	無角和種の純粋種	7
黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種	黒毛和種と褐毛和種の交雑種で黒毛和種、褐毛和種以外の品種の血が入っていないもの	8
和牛間交雑種	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種間の交雑種で8以外のもの	10
肉専用種	牛肉の生産を目的として飼養される牛の種で4～8、10の肉専用種及び3の交雑種以外の種	11
ホルスタイン種	ホルスタイン種の純粋種	1
ジャージー種	ジャージー種の純粋種	2
乳用種	その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種で1及び2以外の種で、かつ、4～8、10及び11の肉専用種の血が入っていない種	12
交雑種	父又は母が1、2及び12の乳用種である4～8、10及び11の肉専用種との交雑種	3

(注) 出生報告カードの種別番号1～7は、従来の品種番号を継承しています。「9」がないのは、「9」が「その他」であったため、既存牛については「その他」が残るためです。

また、出生報告カードでは、「黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種」が「8・黒毛和種×褐毛和種」、「交雑種」が「3・交雑種（肉専用種×乳用種）」と記載されています。

## 4-2. 輸入及び輸出の届出

### (1) 従来の報告と本制度に基づく届出の相違等

#### 輸出の届出の新設

従来は、牛の輸出について報告を求めていませんでしたが、本制度では輸出についても届出が必要になります。

#### 輸入の届出方法の変更点

基本的にこれまで実施されてきた報告の手順を踏襲しますが、報告内容のうち「品種」が「種別」となり、従来の動物検疫所の示す品種区分に準じる区分から、本制度で規定する11区分となります。

(4-1(3) 参照)

#### 本制度に基づく届出が必要となる牛

法に基づく輸入及び輸出の届出は、輸入された牛のうち法に規定されたいわゆる「と畜場直行牛」を除き平成15年12月1日以降に輸入または輸出される牛について適用されます。

ア 輸出については、国外に移出されたことを判断基準としますので、平成15年12月1日以降に国外に移出される牛が届出の対象になります。

イ 輸入については、国内に移入されたことを判断基準としますが、国内の既存牛の届出との関係から、平成15年11月30日以前に輸入されていても、動物検疫所からの解放が12月1日以降になる牛については本制度に基づく届出を実施してください。

また、平成15年11月30日までに動物検疫所から解放された牛であって、農家等(飼養施設)への到着が12月1日以降となる牛は当該農家等で既存牛の再届出が必要となりますので、輸入者は既存牛の再届出が必要であることを仕向先農家に伝えてください。

ウ また、あらかじめ報告のシステム及び届出のための報告カードの様式を変更するため、11月30日までに解放された牛であっても、輸入の報告が11月15日以降になる場合には、新様式の報告カードと新システムを用いることとなります。

#### その他

従来は、耳標番号等を改良センターに報告することで報告が終了となりましたが、12月1日以降に動物検疫所から解放される牛については、報告後に改良センターから個体識別番号が通知されます。これにより、届出が受理されたことの確認が可能となります。(出生の届出と同様)

### (2) 輸入の届出の具体的な手順

#### 輸入の届出が除外される牛

ア 動物検疫所における輸入検疫(繫留期間5日)終了後に、家畜伝染病予防

法施行規則第50条に基づき、家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送されると畜場直行牛については、耳標装着及び届出の対象から除外されます。

イ 検査中に死亡した牛は耳標の装着及び届出の対象から除外されます。

しかしながら、耳標を装着した後に死亡した牛は届出の対象となりますので、輸入者は死亡（または輸出国に返送）した旨を輸入牛報告カードに記載して報告してください。

#### 耳標の装着

4 - 1 「耳標の装着と出生の届出」に準じます。

牛の輸入者は、輸入検査期間の終了までに、事前に輸入者に配布されている耳標を、輸入牛の両耳に装着して下さい。

#### 輸入牛報告カードの記入

牛の輸入者は、耳標を装着した後、輸入牛報告カードに、下記の事項を記入します。これらの記録は当該牛が死亡又はと畜されるまで保存するよう努めて下さい。

- a) 輸入者コード
- b) 動物検疫所コード \* 飼養施設の所在地情報として必要です。
- c) 仕向先農家コード（譲渡し等の相手先コード）\* 異動報告をあわせて実施するため必要です。
- d) 装着した耳標の個体識別番号
- e) 生年月日 \* 任意です。
- f) 入検年月日（輸入年月日）
- g) 解放年月日（通関年月日）
- h) 輸入牛の状態（「輸入」「返送」「死亡」のいずれかを選択）
- i) 牛の種別（本制度による種別区分）
- j) 輸入先の国名
- k) 雌雄の別

なお、上記の記入事項のうち生年月日は任意の参考情報としての位置づけですので、記載がなくても受け付け可能です。

#### 届出の方法

輸入者は、FAX(0037-80-2525)あるいはパソコン等を用い、改良センターへ報告して下さい。

#### 届出の時期

本牛が異動可能となる解放年月日（輸入検査期間の終了日）以降速やかに報告してください。

#### 個体識別番号の通知

出生の届出（4 - 1 参照）に準じて、改良センターから輸入者に対して通知

されます。

### (3) 輸出の届出の具体的な手順

#### 輸出牛報告カードの記入

牛の輸出者は、動物検疫所に入検した後、輸出牛報告カードに、下記の事項を記入してください。

- a) 輸出者コード
- b) 動物検疫所コード
- c) 譲受け等の相手先コード \* 異動報告をあわせて実施するために必要です。
- d) 個体識別番号
- e) 入検年月日
- f) 解放年月日(輸出年月日)
- g) 輸出先の国名

#### 届出の方法

輸出者は、FAX(0037-80-2525)あるいはパソコン等を用い、届出て下さい。

#### 届出の時期

本牛を輸出後速やかに報告してください。

#### 輸出検疫中に牛が死亡した場合の取扱い

譲受け等及び譲渡し等の届出(4-5参照)に準じて譲受けを届出した上で、死亡の届出(4-4参照)に準じて死亡を届け出て下さい(国内での牛の異動と同じ扱い)。その際、報告に記載する農家コードは検疫を受けた動物検疫所本支所のコードを記載して下さい。

(補足)動物検疫所本支所のコードで報告する理由は、牛が転入及び死亡した場所を特定するためです。輸出しようとした者のコードを記載して報告すると、場所が特定できません。例えば、東京に本社がある会社のコードが記載されていると死亡場所が神奈川県であっても東京都になってしまいます。

### (4) 輸入者・輸出者マスタの作成

輸入及び輸出の届出を同時に実施するため、平成15年12月1日までに輸入者・輸出者マスタを作成し、コードを付与します。

## 4-3. 耳標の取り外しの禁止等

### (1) 耳標の規格

省令第11条に定めるとおり装着する耳標については以下の規格を満たす必要があります。

- ア 装着した後、容易に脱落しない構造であること
- イ 取り外した後、再び装着することができない構造であること
- ウ 個体識別番号が容易に判別できる色、大きさであること
- エ 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること

なお、平成15年度においては、改良センターの指示の下、(社)家畜改良事業団が補助事業により上記の規格を満たす耳標が提供されているので、これを装着してください。

### (2) 耳標の取り外し等の禁止

#### 耳標の取り外しの禁止及び例外

装着済みの耳標を取り外す等、個体識別番号の識別を困難にする行為は禁止されています。また、自然に耳標が脱落した場合であっても両耳に耳標が装着されていない牛を譲渡し等又は譲受け等を行ってはならないこととされていますので注意して下さい。

ただし、以下の場合には取り外し等並びに譲渡し又は譲受け等が認められます。

- ア 牛が耳の疾患にかかっているとき
- イ 牛の耳に外傷があるとき
- ウ 耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となった耳標の取り替えを行う必要があるとき
- エ 出荷直前又は輸送中に耳標が脱落した場合
- オ その他農林水産大臣が特に必要があると認めるとき

#### 耳標を取り外した場合等の担保措置

やむを得ず耳標を取り外した場合又は外れた場合等には、管理者は、牛個体の取り違えを防止するため、当該牛の個体識別番号の識別を可能とする以下の措置を講じて下さい。

- ア 取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛にひも等で取り付ける。
- イ 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載する。

### (3) 耳標の再装着

耳標を(2)の例外により取り外した場合や脱落又は破損した場合には、管理者は、耳標を取り外した場合等の担保措置を講じるとともに、耳標を再装着するため以下の措置を行って下さい。

## 耳標の請求

耳標を取り外した場合や脱落又は破損した場合には、耳標の再装着の必要があるため管理者は、速やかに直接又は耳標の一括配布先に依頼し、下記事項について「耳標再発行整理用紙」に整理した上で、耳標の再発行を、原則として電話（186-0037-80-1777）による音声応答システムで請求してください。

なお、平成15年度においては、改良センターの指示の下、（社）家畜改良事業団が補助事業により耳標を提供しており、耳標は数週間で送付されます。

- a) 農家コード
- b) 個体識別番号
- c) 再発行枚数
- d) 脱落理由

## 再装着

管理者は、請求した耳標を受け取り後、脱落等した耳標と送付された再発行耳標の個体識別番号を照合し、速やかに当該牛に耳標を再装着してください。

## 留意事項

出荷直前又は輸送中に耳標が脱落した場合には、譲り渡し・譲り受け後、譲り受けた管理者が耳標の再装着の措置を行ってください。

なお、やむを得ない理由等により再発行請求手続きの処理が終わらないうちに当該牛の転出報告が登録されると、再発行処理がキャンセルされます。しかしながら、再発行処理が終了している場合には、請求者に耳標が送付されますので、確実に譲り渡し先に転送いただく必要があります。

## 4-4 . 死亡の届出

### (1) 従来との報告と本制度に基づく届出の相違等

死亡の届出に関しては、従来との届出事務と大きな相違点はありません。異動報告カードに基づき届出を行って下さい。

### (2) 具体的な手順

#### 異動報告カードの記入

牛が事故、疾病等（自然死を含む。）により死亡（とさつを除く。）した場合は、管理者は、以下の事項を異動報告カードに記入し、改良センターに速やかに届け出ます。

- a) 農家コード
- b) 死亡した牛の耳標の個体識別番号
- c) 異動内容
- d) 異動年月日（死亡年月日）

異動報告カードの異動内容は死亡とし、相手先等譲渡し等に関わるその他の

欄は不要です。

#### 届出の方法

管理者自ら届け出る場合、並びに管理者の委託を受けて農協等が届け出る場合（一括報告）とも出生の届出（4-1参照）と同様です。

#### 輸送中の死亡の届出

運送又は販売に伴う輸送中の死亡については、運送又は販売を委託した管理者が死亡の届出を行うこととなります。すなわち販売に伴う輸送の場合、購入した管理者が届け出ることとなります。そのため、管理者は、輸送業者等に対し、輸送中に死亡した場合には、当該牛の個体識別番号と死亡の年月日を知らせよう委託契約書に明記するよう努めて下さい。又レ子等で販売先未定のまま運送を委託した農協等も、同様に対応して下さい。

また、取引の実態上、死亡時点で誰が管理者に該当するかをにわかに特定できない場合がありますが、死亡に関する情報は極めて重要であることから、地方農政事務所、都道府県等は、死亡を確認した者は、改良センターに届け出るよう指導して下さい。

#### と畜場で係留中に死亡した牛の届出

と畜場で係留所に収容された牛がとさつ前に死亡したときは、当該牛の管理者は、改良センターに死亡の届出をしなければなりません。と畜者は、牛の管理者ではないことから、死亡の届出を行う必要はありませんが、と畜者の管理下で死亡した場合は、と畜者は、管理者が的確に死亡届出ができるよう、当該牛の管理者（実際には出荷者を經由して）に死亡届出に係る事項を確実に書面等で伝えてください（と畜者が、出荷者との委託関係（委託契約書等で明文化してください。）に基づいて、管理者に代わって届出事務をすることは可能です）。

また、食肉卸売市場等における運用通知第1の2の（1）の力に該当する荷受業者は、当該牛の「管理者」であることから、改良センターへの死亡の届出をしなければなりません（なお、ここでいう管理者は法に基づく個体識別情報の管理者であって、死亡牛の取り扱い又は死亡牛BSE検査の責任を負うものではありません）。

なお、と畜場に一旦搬入された牛が生きた状態でと畜場から搬出された場合は、当該牛についてと畜場に係る届出を行う必要はありません（6（5）ののと畜場でとさつされなかった牛の取り扱いを参照）。



#### 4-5. 譲渡し等及び譲受け等の届出

##### (1) 従来の報告との主な相違点

###### 譲渡し等及び譲受け等の相手方の報告

譲渡し等及び譲受け等は新しい言葉ですが、実質的な概念は従来から異動報告が行われてきた販売・購入、引き受け・引き渡し等です。異動内容の報告事項として、従来の事項に、販売を行った管理者であればその販売先を、牛の購入を行った管理者であれば購入先を、それぞれ譲渡し等の相手方、譲受け等の相手方として報告することが必要となります。公共育成牧場との間の引き受け・引き渡しの場合も同様です。

###### 農協、家畜商等の取り扱い

農協、家畜商等は、本制度では、家畜の売買や交換・あっせん等本来の業務を行う限りは法律上の届出の義務は課されません。しかし、輸送期間を含めておおむね7日を超えて牛を預かる場合は、管理者とみなされ届出の義務が生じます。この場合、牛個体ごとに「管理者」に該当するか否かを判断するため、輸送期間を含めおおむね7日を超えない範囲で牛を預かった場合には、管理者としての届出の義務は課されません。

ただし、届出の義務が課されない場合であっても、牛の個体識別情報の正確性を確保するため、改良センターへの家畜取引の情報提供をお願いすることとしています。

特に、と畜場に出荷する場合であって、最終の管理者とと畜場との間に2者以上が介在しているような場合には、とさつ直前の重要な時期の異動履歴が追跡・遡及できなくなる可能性があることから、可能な限り改良センターへ報告するよう依頼して下さい。

###### 家畜市場等の取り扱い

家畜市場等についても、農協、家畜商等同様本来の業務を行う限りは届出の義務は課されません。しかし、出荷者及び購入者とも、家畜市場等からの情報提供なしには相手先の把握が困難な場合が多いと考えられることから、それぞれに対する相手先の情報提供等について協力を依頼する必要があります。

家畜市場等から、出荷者及び購入者に対する、それぞれの相手先の情報提供を行うことが困難な場合、相手先として自らのコードを提供することでも、当該家畜市場等を中継点として牛の異動は把握されることとなります。(ID連携システム等により改良センターへの報告を行っている家畜市場等であれば、家畜市場を中継点として当該牛の異動が正確に把握されることとなります。)

家畜市場等については、一時期に多頭数の取引が行われることから、譲受け・譲渡しの届出の正確な実施の観点の下、可能な限り統一的な取り扱いを行うよう関係機関で協議を行って下さい。(問い合わせへの対応等家畜市場の負担増加を避けるためにも統一的な取り扱いが必要と考えられます。)

## (2) 具体的な手順

### 異動報告カードの記入

販売・購入等により牛が異動した場合、管理者等（管理者から委託された農協等を含む）は、以下の事項を異動報告カードに記入し、改良センターに速やかに届け出ます。

- a) 農家コード
- b) 販売・購入等により異動した牛の耳標の個体識別番号
- c) 異動内容
- d) 異動年月日（飼養終了又は開始の年月日）
- e) 譲受け等又は譲渡し等の相手先コード

異動内容は転入又は転出のいずれかとなります。なお、譲渡し等又は譲受け等の相手先が分からない場合には、牛の売買を仲介する直接の移転先・移転元である農協、家畜商、家畜市場等を報告して下さい。その場合も、相手先コードの記入を原則としますが、相手先がコードを持たない場合には、氏名又は名称及び連絡先（電話番号）を記入して下さい。

### 届出の方法

管理者自ら届け出る場合、並びに管理者の委託を受けて農協等が届け出る場合（一括報告）とも出生の届出（4 - 1参照）と同様です。

## (3) 届出事項等に関する補足及び留意点

### 譲渡し等及び譲受け等の年月日

異動年月日としては、飼養施設から牛を出した日である飼養の終了年月日又は飼養施設に牛を入れた日である飼養の開始の年月日を届け出ます。

制度としては、これに加えて、「譲受け等の年月日」と「譲渡し等の年月日」を届け出ることとなっていますが、実際の家畜取引においては、飼養終了の年月日が、譲渡し・譲受け等の年月日になる場合が多いため、その牛の管理者から特段申し出がない限り、異動年月日の報告により飼養終了の年月日を譲渡し・譲受け等の年月日とします。

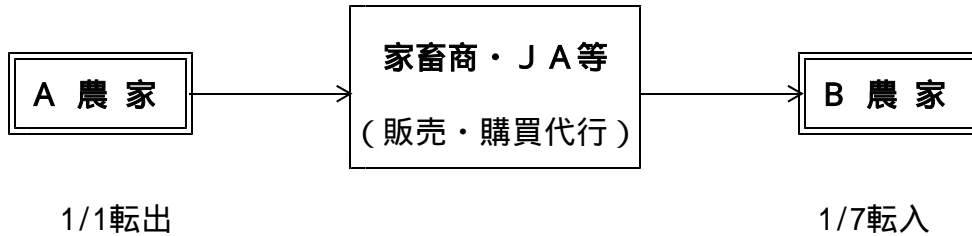
### 譲渡し等及び譲受け等の相手先コード

譲渡し等又は譲受け等の相手先として、農協、家畜商、家畜市場等を報告する場合、それぞれのコードを相手先コードとして下さい。家畜商については、管理者として農家コードを有していれば、その農家コードが相手先コードになります。（家畜市場等、農協については、平成15年12月1日までに家畜市場リスト、農協リストを作成し、マスタ登録を行います。農家コードを持たない家畜商についても、順次、マスタ登録を進めていきます。（2参照））

## 譲渡し等及び譲受け等の事例

### (ケース1) 家畜商・JA等に委託して売買するケース

(家畜商・JA等が預かる期間が7日以内)

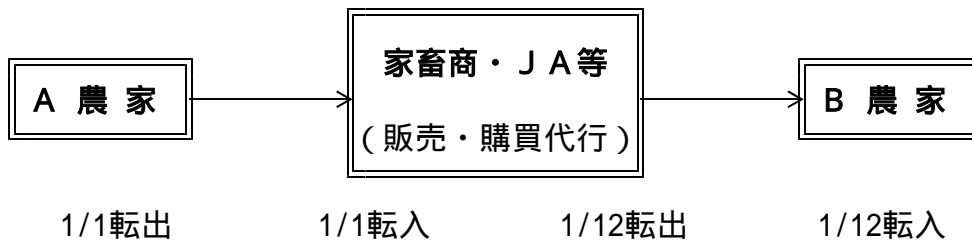


- ・ A農家の届出  
譲渡しの相手方：B農家（わからない場合は家畜商・JA等でも可）  
飼養終了の年月日：1 / 1
- ・ B農家の届出  
譲受けの相手方：A農家（わからない場合は家畜商・JA等でも可）  
飼養開始の年月日：1 / 7

家畜商、農協等は、A・B農家への情報伝達に努めて下さい。

### (ケース2) 家畜商・JA等に委託して売買するケース

(家畜商・JA等が7日を超えて預かる場合)



- ・ A農家の届出  
譲渡しの相手方：家畜商・JA等  
飼養終了の年月日：1 / 1
- ・ 家畜商・JA等の届出  
譲受けの相手方：A農家  
飼養開始の年月日：1 / 1  
譲渡しの相手方：B農家  
飼養終了の年月日：1 / 1 2
- ・ B農家の届出  
譲受けの相手方：家畜商・JA等  
飼養開始の年月日：1 / 1 2

#### 4 - 6 . 牛個体識別台帳記録事項の変更の届出等

##### ( 1 ) 自ら届け出た事項の変更

牛個体識別台帳に記録されている下記事項について、自ら届け出た内容に変更があったときは、当該管理者は、遅滞なく、その旨を、牛個体識別全国データベース修正請求書( 3 ( 1 ) ) の郵送により、改良センター( あて先：〒961-8511 福島県西郷村小田倉原 1 ( 独 ) 家畜改良センター個体識別部業務課 ) に届け出て下さい。( 一部事項については農政事務所による対応についても今後検討。 )

##### ( 2 ) 他の管理者が届け出た事項の変更

肥育農家が、繁殖農家が届け出た種別の間違いに気付いた場合等、他の管理者が届け出た事項を変更する場合には、牛個体識別全国データベース修正請求書( 3 ( 2 ) ) に登録証明書等証明する書面を添えて郵送により、改良センターに届け出て下さい。( 改良センターは、内容を確認の上変更します。 )

##### ( 3 ) その他

下線部分を除く事項については、改良センターより公表されます。力のうち飼養施設の所在地については、都道府県名まで公表されます。また、制度上公表されない情報についても、管理者等の同意が得られた牛については公表となります。

消費者等への情報提供を積極的に行う観点から、都道府県は、農協等と協議し、管理者等の公表への同意を可能な限り取り付けて下さい。( 従来、開示に同意されている方については、申し出がない限り、引き続き公表になります。「開示非開示」、「非開示 開示」のいずれも、 3 ( 3 ) の様式を使用して下さい。 )

#### 牛個体識別台帳の記録事項

ア 個体識別番号

イ 出生又は輸入の年月日

ウ 雌雄の別

エ 母牛の個体識別番号

オ 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日

カ 飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日

キ 輸入された牛について、輸入先の国名並びに輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先

ク 輸出された牛について、輸出先の国名並びに輸出者の氏名又は名称、住所及びその連絡先

ケ とさつ、死亡又は輸出の年月日

コ とさつされた牛について、と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びにと畜場の名称及びその所在地

サ 牛の種別

( 注 ) 牛個体識別台帳に記録された事項に、その他関連する記録事項を含めて「牛個体識別全国データベース」と呼び、改良センターにおいて管理しています。

( 1 参考 1 )

## 5 管理者が行う届出の農協等による一括報告等について

### (1) 農協等による一括報告

本制度では、出生等の届出を管理者自らが行うことを基本としていますが、農協等に対し支援を求める管理者については、管理者が農協等に依頼し、依頼を受けた農協等が一括報告等を希望すれば、管理者単位ではなく、農協等が一括して耳標の配番・配布を受けることや、届出等をできることとしています。

この場合、管理者と農協等に依頼の内容を文書で確認して下さい（様式例参照）。また、農協等は、確実な耳標の管理、自らの職員による耳標の装着あるいは確認、自らの職員による出生等の届出を行って下さい。

#### (様式例)

出生の届出の代行依頼書	
平成 年 月 日	
農協（ 協会等） 組合長（会長等）	殿
	依頼者氏名又は名称 住 所 電話番号
	印
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条に基づき出生の届出について、貴農協に代行いただくことを依頼します。	

出生の届出の代行依頼引受書	
平成 年 月 日	
殿	
	農協（ 協会等） 組合長（会長等）
	所在地 電話番号
	印
月 日付けで依頼を引き受けます。	

## (2) 県基金協会等による県内一括報告

肉用子牛生産者補給金制度（以下「補給金制度」という。）に加入している肉用子牛については、その牛に関する個体情報を、県基金協会等が収集・管理していることから、個々の管理者あるいは農協が改良センターに届け出るよりも、当該協会から直接家畜改良センターに届け出る方が効率的です。

そのため、(1)により農協等に耳標の一括配番を依頼している補給金制度加入農家については、その出生の届出を、県基金協会等が県内を一括して代行することができることとしています。

県基金協会等が県内一括報告を行うにあたっては、以下の方法を基本として実施して下さい。（事例であり、この通りに実施しなければならないということではありません。）

ア 管理者は、出生報告、耳標装着等を農協等が代行することについて、農協等と文書で確認（様式例参照）。

イ 管理者は、子牛出生後、遅滞なく農協等に子牛の出生を報告（原則として分娩後15日以内）。

ウ 農協等は、出生報告と授精（種付）証明書を照合し、誤りがないかを確認。（イ及びウは補給金制度における通常業務です。）

エ 農協等は、県基金協会に、委託を受けている管理者の子牛の出生等（個体識別番号を含む。）を報告。

オ 県基金協会は、改良センターに、月ごとに、県内の農協等からの報告をとりまとめ、当該月の子牛の出生等（個体識別番号を含む。）を届出。

カ 改良センターは、子牛ごとに個体識別番号を確認後、当該番号に決定した旨を県基金協会に通知。（エの届出の直後に通知されます。）

キ 県基金協会は農協等に個体識別番号を通知し、農協等は、当該個体識別番号を付した耳標を子牛に装着。

## 6. と畜者が行うとさつの届出について

### (1) 法におけると畜者等の役割

法において、と畜者は、牛個体識別台帳の最終履歴情報であるとさつ年月日等を届ける者であると同時に、その後の川下へ向けて流通する牛肉について個体識別番号を最初に伝達する重要な役割を果たしています。このような生きた家畜から牛肉という食品に変換される工程を管理する者の表示は、消費者へ個体情報を正確に伝達するための個体識別番号の表示の起点となります。

また、食肉卸売市場等の場合にみられるように、出荷者から牛を引き受けとさつまで牛を管理をする者（荷受業者）が「と畜者」と異なる場合は、牛及び牛肉

に関する正確な情報の管理と伝達が図られるよう荷受業者については、実質的に出荷者と牛を関連づける唯一の情報の管理者であることから、たとえ1日程度の牛の管理であっても当該牛についての「管理者」として、譲受け等について農林水産大臣への届け出が義務付けられています。

## (2) と畜者の届出事項とその方法

### 届出事項

と畜者は、牛をとさつした場合には、以下に掲げる事項について、農林水産大臣（実際には、事務委任を受けている家畜改良センター）に報告しなければなりません。

ア 当該牛の個体識別番号

イ とさつの年月日

ウ と畜者の氏名又は名称及び連絡先（電話番号）

エ 当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地

オ 譲り受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先（電話番号）

### 届出の方法

実際の家畜改良センターへの届出は、上記の事項について、

ア 改良センターから示された様式により記入してFAXで送付する方法

イ 改良センターが提供するID連携システム（後述）の活用により届け出る方法

ウ 改良センターが提供するLOシステムの活用により届け出る方法

のいずれかの方法により行ってください。アにより届け出る者については、当該枝肉が牛肉として流通する時期を考慮し、原則としてとさつの日から3日以内に報告してください（3日分まとめていただいても結構です）。

なお、平成15年11月15日からの届出については、改良センターの定める新たな様式を用いて報告してください。

### 牛を譲り受ける荷受業者とと畜者が固定されている場合の対応

食肉卸売市場で見られるように同一のと畜場において、牛を譲り受ける「荷受業者」と「と畜者」がそれぞれ固定されている場合は、両者の連名により、個体識別番号、譲渡し等の年月日、譲受け等の年月日等の事項を届け出ることができます。この場合、連名で届け出するための改良センターから示された様式による報告やID連携システムを活用ください。

### 譲受け等の相手方等を特定することが難しい場合の対応

のオの譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先(電話番号)について、譲受け等の相手方等である出荷者以外の「管理者」をにわかに特定することが難しい場合にあっては、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について」(平成15年7月2日付け生畜第2072号農林水産

省消費・安全局長、生産局長通知。以下「運用通知」という。)第5の3に準じ、牛の売買代行者等の氏名又は名称及び連絡先を改良センターに報告してください。

### (3) と畜場におけるID連携システムの活用

#### ID連携システム

ID連携システムとは、と畜場、家畜市場、農協、育成牧場及び大規模農場等の多数の牛の異動(移動、と畜)を行う者を対象として、届出を正確かつ迅速に行うために、ハンディターミナル(バーコードの読みとり機能を有します。以下「HT」という。)を用い、耳標や出生報告カード等から個体識別番号のバーコードを読みとり、届出をするシステムのこと、改良センター及び(社)家畜改良事業団が利用者に対しシステム(ソフト)を提供しています。

また、このシステムは利用者にとっては、HTで読みとった複数の個体識別番号を一括検索できる等、個体識別情報の迅速な確認・収集が可能となるとともに、改良センターからフィードバックされる最新の個体識別情報が活用できる等、業務の効率化に役立てることができます。

このように、ID連携システムは、と畜場における個体識別番号の管理や枝肉への正確な表示を支援するものであり、牛のとさつ頭数が多いと畜場では、当該システムの活用をお勧めします。

#### と畜場におけるシステム利用の手順概要

と畜場におけるID連携システムの利用は、次のような手順で行われます(具体的に活用をする場合は、改良センターにお問い合わせ下さい)。ここでは、と畜場における手順を示しますが、家畜市場や農協等での利用手順も同様となっています。

ア と畜場の係留所において受け入れた牛の耳標のバーコード(個体識別番号)をHTで読み取ります。

イ HTに蓄積されたデータをと畜場の事務所にあるID連携システムがインストールされているパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)へ取り込みます。

ウ 譲受けの相手先を入力します。

エ エラーデータリストでエラーの有無をチェックし、エラーがあった場合は、修正を行います。

オ 報告者(と畜者等)は、必要とする帳票をPCから印刷します。

カ と畜場のPCからイントラネットを経由して改良センターへ転送します。

キ 転送されたデータは、改良センターにおいて自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベース(牛個体識別台帳)に取り込まれます。

ク このとき、同時に報告者のPCに対し、登録された個体情報が返されます



ので、報告者は情報の内容を確認することができます。

#### (4) 牛の出荷情報と個体識別情報が異なる場合の措置

と畜場は、生きた牛が牛肉という食品へ変換する重要なポイントであり、その後の表示の起点となることから、出荷者からの出荷情報(品種、生年月日、性別、産地等)と個体識別台帳の個体識別情報の内容を確認し、齟齬があった場合には、誤りが修正されるようにする必要があります。

このような場合は、まず、荷受業者又はと畜者は、出荷者に対し、当該情報について正確な内容を確認します。

これにより、改良センターの個体識別台帳の情報の誤りが確認されれば、出荷者に、改良センターにその旨を申し出なければならないことを伝えて下さい。出荷者(出荷した管理者、又は管理者からの依頼により出荷しさらに修正を依頼された者)は、改良センター理事長へ、修正事項等を記入した訂正請求書(牛個体識別台帳修正請求書：3(1)又は(2))を提出する必要があります。

改良センターでは、申し出があった場合は、内容を確認した上で個体識別情報を修正します。

#### (5) と畜場でとさつされなかった牛の取扱

と畜場に搬入され、一旦係留所に収容された牛が、と畜場での生体検査の合格が得られない等により、とさつされずにと畜場から搬出された場合は、と畜者は当該牛について改良センターへの報告義務はありません。また、同様に食肉卸売市場の荷受業者においても、とさつがない場合、当該荷受業者は、当該牛について運用通知第1の2の(1)の力に掲げられた「荷受業者」とはなりませんので、当該牛について譲渡し等の届出の義務はありません。

と畜場において、とさつを待たずに死亡した牛については、4-4の死亡の届出に従って対応します。

#### (6) と畜者による個体識別番号の表示

枝肉に対する個体識別番号の表示とその方法

ア と畜場から引き渡される特定牛肉は枝肉の形態を取っていますが、法では、と畜者が、この枝肉に対応する牛の個体識別番号を表示しなければならないこととなっています。同施設で一貫して脱骨処理が行われ、部分肉が製造される場合も同様に枝肉に個体識別番号を表示してください。

イ 表示の方法は、次のような方法が想定されます。

(ア) 個体識別番号を記入したラベルを左右の枝肉に貼付する。

(イ) 個体識別番号を記入した札を左右の枝肉に付ける。

## 個体識別番号に代えた番号等の表示

ア と畜者は、 の表示に代えて、個体識別番号以外の番号や記号で牛を識別できるもので表示をすることができます。具体的には、作業工程上の牛や枝肉を内部的に管理するための独自の枝肉番号やと畜番号(以下「枝肉番号等」という。)を表示することを想定しています。

イ この場合の表示の方法は、次のような方法が想定されます。

(ア) 枝肉番号等を記入したラベルを左右の枝肉に貼付する。

(イ) 枝肉番号等を記入した札を左右の枝肉に付ける。

(ウ) 食用インクで枝肉番号等を左右の枝肉に記載する。

ウ と畜者が、枝肉番号等の表示を行った場合は、引渡しを受ける者に対し、その枝肉番号等に対応する牛の個体識別番号を、「受渡書」、「販売伝票」、「売買仕切書」、「出荷牛履歴書」等の書面で、枝肉番号等に対応する個体が把握できる形で記入し交付しなければなりません。

この場合、コンピュータによるファイル等の電磁的な方法を用いることができますが、その方法について相手方の了承が必要ですので、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について」(平成15年7月2日付け15生畜第2068号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。)第5の1の(2)の事項に留意して行ってください。

## 表示の開始時期

と畜者の表示義務が施行されるのは、平成16年12月1日以降となっておりますが、川下での円滑な制度の普及を図る観点から、できる限り早く表示を行うよう努めて下さい。

## (7) と畜者の帳簿の備付け等

### 帳簿の備え付けと記載事項

と畜者は、帳簿を備え、特定牛肉である枝肉の引渡しに関し、枝肉について、以下の事項を記録しなければなりません。当然ながら、帳簿は当該枝肉ごとに上記の項目が把握できる形態で記録されなければなりません。

ア 個体識別番号

イ 引き渡しの年月日

ウ 引き渡しの相手方の氏名又は名称及び住所

エ 重量

なお、食肉卸売市場において、と畜者でない荷受業者が枝肉の卸売業務を行う場合は、当該荷受業者は、法における「販売業者」となりますので、「販売業者」として法で定める特定牛肉の表示と帳簿の備え付けを行わなければなりません。

## 備付けの方法

帳簿は、文書による帳面によるものではなく、コンピュータ等により処理され、電磁ディスク等で保存されたものでも構いません。帳簿は、本制度のために独立したものを整備する必要はなく、通常の業務で用いている帳簿を活用して、の記載事項を記録する方が効率的です。また、記載事項が的確に確認できるものであれば、記載事項が複数の帳簿にまたがったり（例えば、引渡しの相手方の住所録を別の帳簿で管理）又は伝票等の綴りであっても構いません。

帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存します。

## 備付けの開始時期

と畜者の帳簿の備付けの義務が施行されるのは、平成16年12月1日以降となっています。

## 7 その他

### (1) 耳標の配布及び管理等について

#### 耳標配布の考え方

平成15年度においては、(社)家畜改良事業団から補助事業により、耳標を無償で提供しています。これは、耳標に対する費用負担については、受益者である生産者や利用者等の応分の負担が基本と考えられますが、極力、農家等の管理者の負担が少なくなるよう配慮しているところです。

また、耳標の無償配布は、農家に対する支援すなわち生産振興の取り組みであり、リスク管理を担当する農政事務所が主体となるのは困難であることから、都道府県や民間団体等に推進をお願いすることとなります。

#### 耳標の配布と在庫管理

耳標は、原則として、改良センターの指示を受けた耳標メーカーから1年分まとめて、所属団体(注)に送付されますが、平成15年度においては、農協等一括対応の管理者については農協等に、その他個別の管理者についてはそれぞれの管理者に直接送付されています。送付された耳標に印字されている個体識別番号とその配布先はすべて改良センターにおいて管理し、配布済みの耳標と出生等の届出により装着が確認された耳標の個体識別番号から在庫耳標を割り出し、1年間の必要量を送付することを基本としています。

なお、各種届出のための報告カードは、耳標の送付の際に耳標の明細リストと併せて送付されますが、平成15年度は、12月1日の新法施行のため、新様式の報告カードが別途配布されます。

また、配布耳標に不足が生じそうな場合等は、所属団体を經由して都道府県と改良センターが協議して対応(追加発送、地域での管理換え等)します。

(注) 補助事業において、管理者に対する耳標等の配布や過不足のとりまとめをして頂いている団体です。

## 耳標の管理換え

送付した耳標は、その所有を管理者毎に管理しているため、配布された管理者と異なる管理者が装着し報告を行うと、改良センターはエラーと判断します。そのため、報告が受け付けられないこととなります。このため、あらかじめ配布された管理者と異なる管理者が使用する場合には、都道府県経由で改良センターへ「耳標管理農家変更通知申請書」により耳標の管理換えを実施してください。

## 脱落時の耳標の再発行

耳標を取り外した場合や脱落又は破損した場合には、耳標の再装着の必要があるため管理者は、速やかに直接又は耳標の一括配布先に依頼し、下記事項について「耳標再発行整理用紙」に整理した上で、耳標の再発行を原則として音声応答システム（186-0037-80-1777）で請求してください。

## （２）現在装着されている耳標について

### 現在配布されている耳標

4-3の（１）の規格に基づく耳標として、補助事業では、現在次の耳標を配布しています。

#### 【雌タッグ（突起のない耳標）】

- ・首部分：NLBC（注）のロゴ
- ・上段：JPと番号の上5桁（小文字）
- ・中段：バーコード
- ・下段：番号の下5桁（4桁大文字で  
チェックデジットは小文字）



#### 【雄タッグ（突起のある耳標）】

- ・首部分：NLBCのロゴ
- ・上段：JP
- ・中段：10桁（小文字）
- ・下段：空白（農家が管理番号の  
記入等に活用）



（注）NLBCは、改良センター（National Livestock Breeding Center）の略称です。

## その他の耳標

次のような耳標も、個体識別番号を示す耳標として使用されています。これらは、法施行後も引き続き使用できます。（在庫があっても、新たに装着はしないで下さい。）

耳標に表示されている個体識別番号は9桁です。届出等の際には、先頭に「0」を追加することで、10桁の個体識別番号となります。

なお、いずれの耳標も、大きな4文字は、9桁の番号の一部を拡大したものであるので注意して下さい(番号が9+4の13桁ということではありません)。

#### 【モデル耳標】



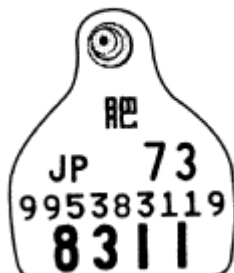
平成9年度からのモデル事業で使用された耳標です。左側の大きな耳標が両耳に装着されている場合と、片耳には右側のボタン型が装着されている場合があります。

左図の例の個体識別番号は、先頭に「0」を付して、

1 0 0 0 3 0 1 8 1      0 1 0 0 0 3 0 1 8 1

となります。

#### 【新マル緊耳標】



肥育牛が対象となる新マル緊事業で使用された耳標です。事業上、片耳のみの装着のため、両耳に耳標が装着されていない場合には、(1)の耳標の再発行手続きに従い、もう一方の耳に装着する耳標を請求し、装着する必要があります。

左図の例の個体識別番号は、先頭に「0」を付して、

9 9 5 3 8 3 1 1 9      0 9 9 5 3 8 3 1 1 9

となります。

### (3) 改良センターへの届出の方法等について

改良センターへの届出のための報告については以下の方法により実施してください。

この場合、以下の～による報告は直接データベースに取り込まれるため、基本的に出生の報告または輸入の報告を行った翌日には、改良センターから個体識別番号が通知され、インターネット上に公表されますが、のFAXによる届出の場合、データベースへの取り込みに1週間程度かかるため、インターネット上の公表等はこれ以降となります。

また、～による報告の場合、事前に改良センターとの協議は不要ですが、～の報告を新たに実施する場合には、改良センターと協議が必要となります。  
FAX(0037-80-2525)

改良センターは、FAXを受信し、報告種類ごとに、エラーのチェックと照会作業を行い、データベースへ入力します。最終入力時にも自動的にチェックされます。この場合、データベースへの取り込みに1週間程度必要とします。  
電話での音声応答システム(186-0037-80-1777)

電話での音声応答システムから報告されたデータについては、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

パソコンによるWEB報告システム(<https://www.id.nlbtc.go.jp/>)

パソコンから報告されたデータについても、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

FTP（ファイル・トランスファー・プロトコル）

イントラネットを通じて一括報告されたデータは、自動的にエラーチェックが行われた後、データベースへの取り込みが行われます。エラーとして取り込まれなかったデータは、エラーファイルとして所定のフォルダに保存されるため、報告者が自由にアクセスしてエラーを解消して再報告することができます。

LO（ローカルオフィス）

農協等のインターネットメールが可能な環境を持つパソコンから、LOソフト（専用ソフト）によって一括報告されたデータは、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

ID連携システム

譲渡し等及び譲受け等の報告、と畜場、家畜市場等の異動の報告を行うID連携システム（報告された個体識別番号の登録内容を返すことができ、現地での照合が可能となるシステム）により報告されたデータは、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

## 管理者以外のマスタ登録について

### 1. マスタ登録の目的

管理者は、出生等の届出にあたり、自らの氏名(法人の場合はその名称)、住所及び連絡先(電話番号)、飼養施設の所在地を届け出なければなりません。また、譲渡し等及び譲受け等の届出にあたっては、自らの氏名等に加え、譲渡し等又は譲受け等の相手先の氏名(法人の場合はその名称)及び連絡先(電話番号)を届け出る必要があります。

しかし、氏名や住所等の文字情報は間違いやすく、省略した場合としない場合(例:「5丁目6番地」と「5-6」)等で同一性の確認も困難なこと、また、記入に手間がかかること等から、従来より、あらかじめマスタに登録し、管理者は、自らのコードを届け出ることによって、氏名等の届出が自動的に行われるようにしています。(農家等のマスタは、本制度では「管理者マスタ」と呼ぶべきところですが、従来からの「農家マスタ」との呼称が定着しているため、荷受業者を除く管理者のマスタを今後も「農家マスタ」ということにします。同様に管理者コードは「農家コード」ということにします。)

また、本制度では、譲渡し等及び譲受け等の届出にあたって、譲渡し等又は譲受け等の相手先の氏名(法人の場合はその名称)及び連絡先(電話番号)を届け出ることにも必要となりました。さらに、相手先がすぐには分からない場合には、牛の売買を仲介する直接の移転先・移転元である農協、家畜商、家畜市場等を届け出てもよいことになっています。

このため、農家等に加え、新たに管理者となる荷受業者や、譲渡し等又は譲受け等の相手先となる農協、家畜商(農家マスタに登録されていない者)、家畜市場等についても、マスタへの登録を進めることとします。

さらに、農家等個人のコード一覧等は公表しませんが、と畜者、荷受業者、農協、家畜市場等は、リストを公表することで、管理者の円滑な届出に役立てることとします。

### 2. マスタ登録の進め方

新たにマスタ登録を行う者及び改めて登録を行う者は、農家マスタに登録されていない次の者です。(農家マスタの修正及び追加登録については、3(3)を参照して下さい。)

#### (1) と畜者及び管理者に該当する荷受業者

と畜者が、と畜場の設置者とは異なる場合があること、本制度の荷受業者に該当する者の判断が難しい場合があること等を踏まえ、従来のと畜場のマスタを再整備し、と畜場ごとのと畜者と荷受業者のリスト(以下「と畜場リスト」といいます。)を作成し、リスト掲載者を改めてマスタ登録することとします。すなわ

ち、本制度において管理者としての届出が必要な荷受業者は、当該リストの記載者のみとなります。( 4 )

また、管理者、家畜商、農協に該当しないいわゆる「肉屋さん等」がと畜場に牛を出荷する場合があります。家畜商や農協、それに家畜市場は、家畜商法、農業協同組合法、家畜取引法に基づき許可された者であり、便宜的に相手先として届け出られた場合であっても、問題が発生した場合には、牛の異動の履歴調査への協力が期待できますが、肉屋さん等の場合には、協力を拒否された場合には、調査が困難となることが予想されます。すなわち、基本的には届出の相手先とすることは不適切です。そのため、肉屋さん等が牛をと畜場に搬入した場合には、荷受業者又はと畜者は、肉屋さん等に牛の購入先（もしくはさらにその先の管理者）を確認し、その購入先を相手先として届け出る必要があります。

しかし、現行の取引では、肉屋さん等に逐一購入先を確認することが困難な場合もあるのが実態でもあるため、当分の間の措置として、牛の異動履歴の調査の必要性が生じた場合に、調査に協力することを、と畜者又は荷受業者と約した肉屋さん等に限り、マスタに登録し、届出の相手先とすることを認めることとします。（と畜場リストに記載しますが、肉屋さん等については公表はしません。）

## ( 2 ) 家畜商

現在、家畜商の免許を持つ方は約5万人ですが、そのうち、マスタに登録が必要なのは、牛の取引に実際に関わっている者です。地方農政事務所は、県畜産課と協議し、県家畜商組合等の協力を得ながら、マスタ登録等を進めて下さい。

ただし、家畜商の中でも、農家として牛を飼養している場合には、既に農家マスタに登録され、農家コードを持っているので、改めてマスタ登録する必要はありません。農家コードが家畜商コードになることを伝えて下さい。

牛を飼養をしていない家畜商の場合には、家畜商としてのコードを新たに設定する必要があることを伝え、マスタ登録を行って下さい。

家畜商のマスタ登録については、できるところから順次進めて下さい。新たにマスタ登録する者だけでなく、農家マスタに登録されている者に対しても、家畜商としての業務を行った場合には、相手方に自分のコードを知らせる必要があることを周知して下さい。

なお、改良センターに、コードではなく、氏名・電話番号で報告される者について、当人への確認とマスタへの登録を進めていくことも検討中です。

( 補足 ) 「親が家畜商としての業務をし、子が牛を飼っている。別々にマスタ登録したいが、・・・。」という問い合わせが多くあります。このような場合は、親を家畜商として新たに登録することとし、コードについては改良センターに相談して下さい。



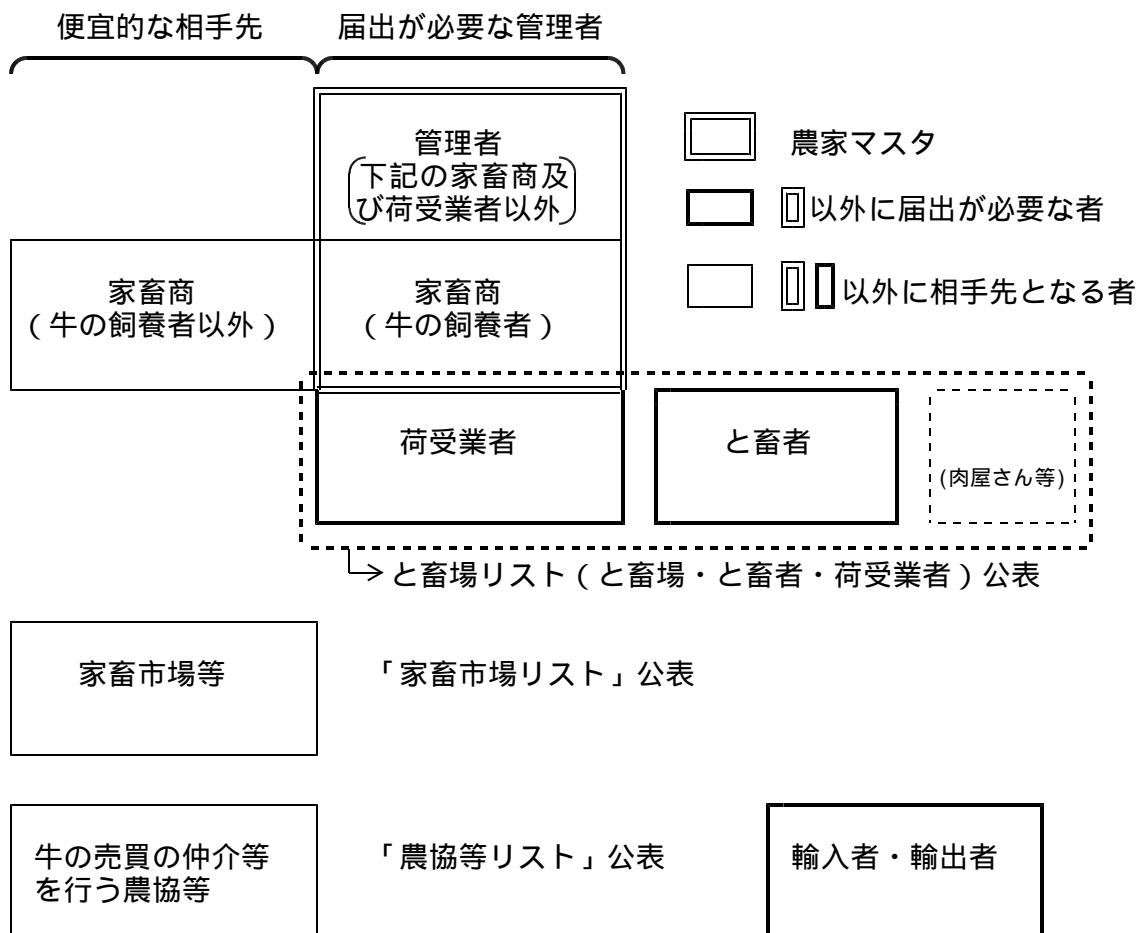
### (3) 家畜市場等及び農協

家畜市場等については、従来のマスタ等に基づき、地方農政事務所において確認を行いマスタ登録を行います。マスタ登録を行った家畜市場等については、管理者の円滑な届出の参考とするため、「家畜市場リスト」として公表します。

(5)

牛の取引にかかわる農協については、地方農政事務所において、県畜産課等の協力を得て調査を行い、該当する農協に新たにコードを設定し、マスタ登録を行います。マスタ登録を行った農協については、家畜市場等と同様に、「農協リスト」として公表します。(6)

#### マスタ登録の対象者



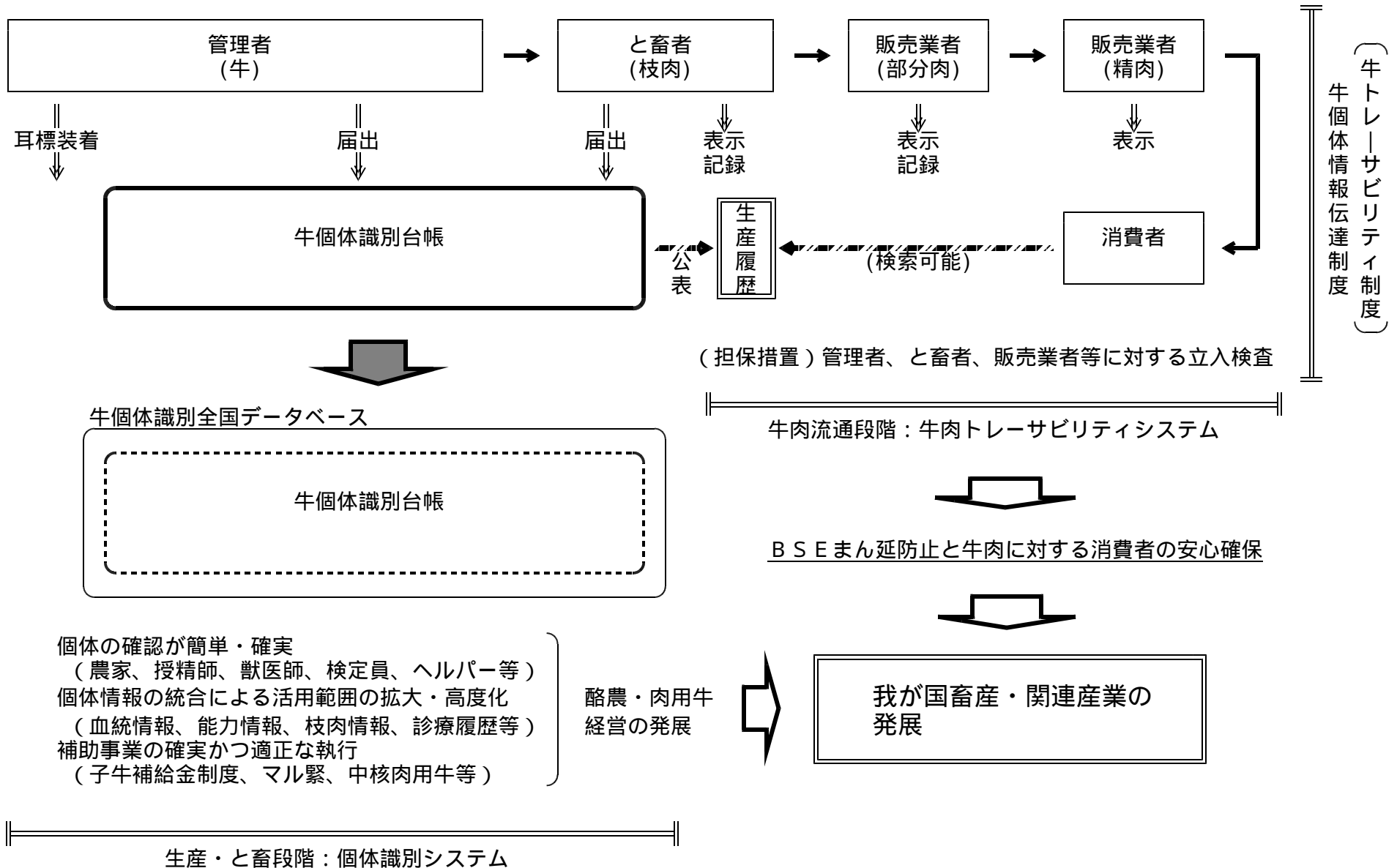
(注) 農協等リストは、牛の売買の仲介等を行う農協のリストであって、管理者としての農協(繁殖センター等)は含みません。

## 参考資料

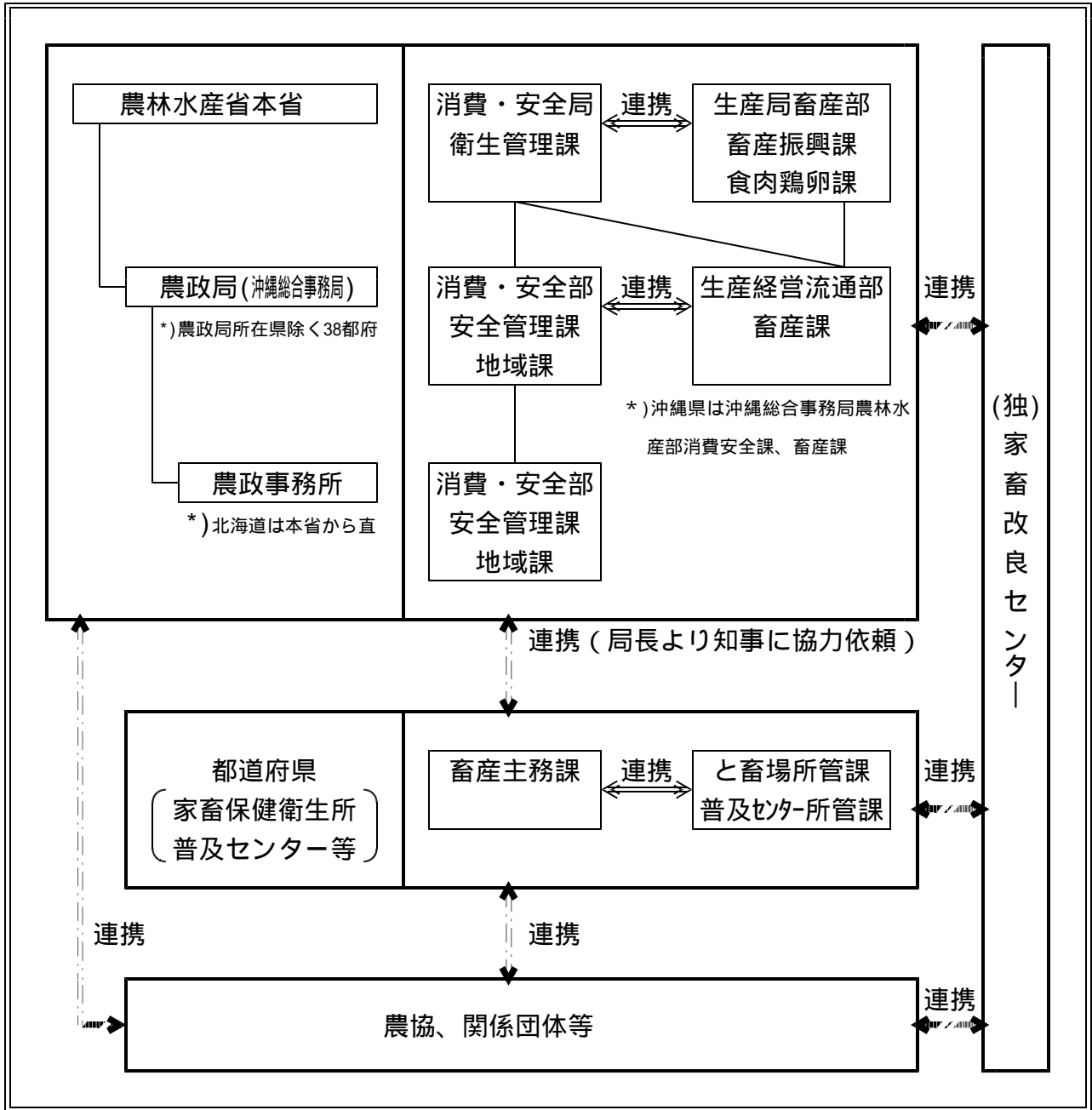
1	説明参考資料	
	(参考1) 牛個体識別システムと牛肉トレーサビリティシステム	(48)
	(参考2) 制度の円滑な実施のための協力・推進体制	(49)
	(参考3) 出生報告及び耳標装着の手順	(50)
	(参考4) 牛肉トレサ法に基づく種別区分の整理	(51)
2	業務補足資料	
	(別紙1) 既存牛リストの事例	(52)
	(別紙2) 既存牛の再届出にかかる基本計画	(54)
	(別紙3) 再届出農家リスト作成のための農家マスタの修正について	(56)
	(別紙4) 農家マスタ項目修正・追加依頼書	(57)
3	牛個体識別全国データベース修正請求書(H15.12.1改訂版)及び 飼養地情報開示方法通知書(H15.12.1改訂版)	(58)
4	と畜場リスト	(62)
5	家畜市場リスト	(67)
6	農協リスト	(71)

(注) 従来添付していた報告カード様式等は、改良センターが作成した「農家向け届出マニュアル」を参照して下さい。

(参考1) 牛個体識別システムと牛肉トレーサビリティシステム



(参考2) 制度の円滑な実施のための協力・推進体制(生産・と畜段階)



支援(指導)

指導

指導

管理者

既存牛の再届出 (H15.12.1~H16.2.29)  
 出生の届出、耳標の装着、変更の届出、  
 死亡の届出、譲渡し等の届出、譲受け  
 等の届出

と畜者

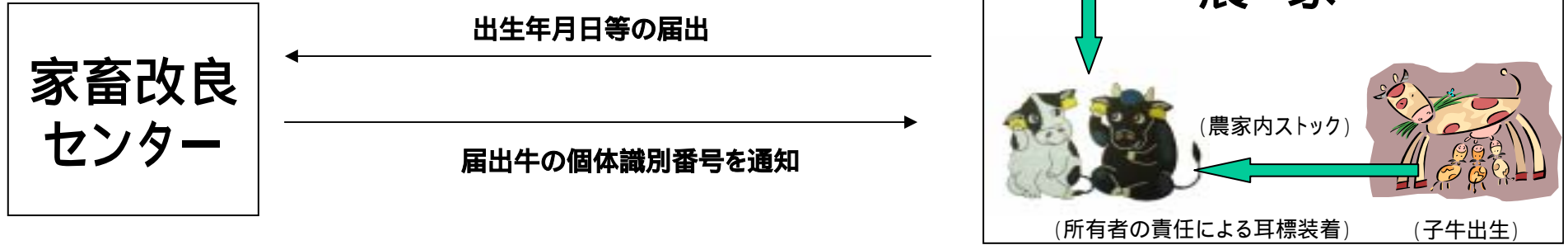
とさつの届出

輸入・輸出者

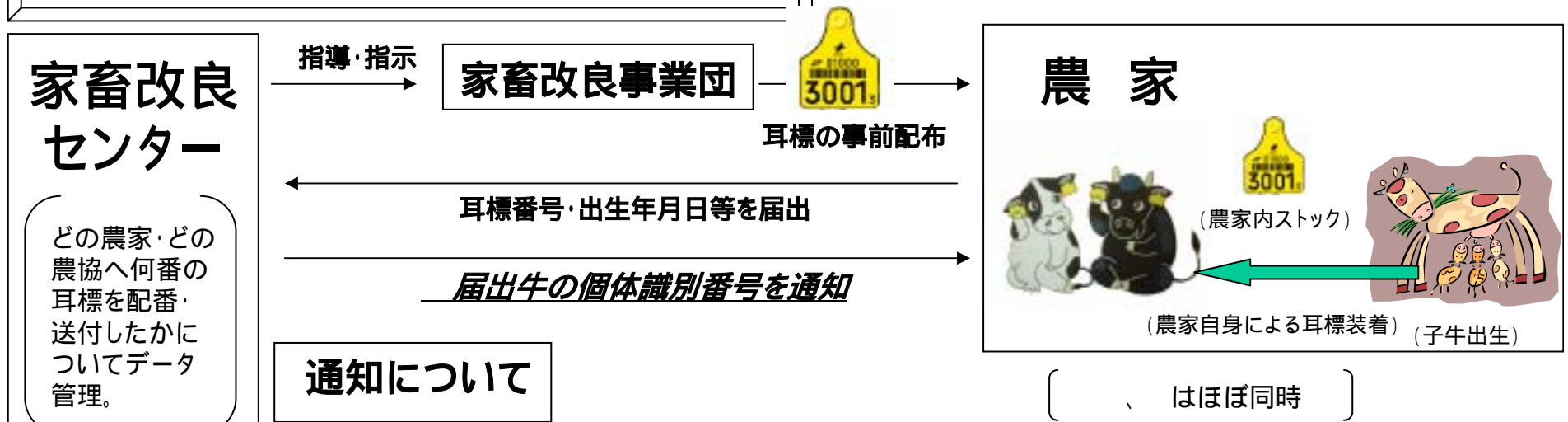
輸入の届出、譲  
 り渡しの届出、  
 輸出の届出

# (参考3) 出生報告及び耳標装着の手順

## 基本的な仕組み



## 耳標を早期に装着するための現行の流れ



### 通知について

- ・電話報告 → 出生報告の際に個体識別番号を通知
- ・PC報告 → 出生報告を受けDBに入力後、NLBCからメールで個体識別番号を通知
- ・FAX報告 → 出生報告を受けDBに入力後、NLBCから直接FAXで個体識別番号を返信通知

どの農家・どの農協へ何番の耳標を配番・送付したかについてデータ管理。

(参考4)牛肉トレサ法に基づく種別区分の整理(父牛・母牛に基づき種別を分類した場合)

父の種別 母の種別	黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	無角和種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	ホルスタイン種	ジャージー種	乳用種	交雑種
黒毛和種	黒毛和種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	和牛間交雑種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
褐毛和種	黒毛×褐毛	褐毛和種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
日本短角種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	日本短角種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
無角和種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	無角和種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
黒毛×褐毛	黒毛×褐毛	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	和牛間交雑種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	和牛間交雑種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種
ホルスタイン種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	ホルスタイン種	乳用種	乳用種	交雑種
ジャージー種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	乳用種	ジャージー種	乳用種	交雑種
乳用種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	乳用種	乳用種	乳用種	交雑種
交雑種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	肉専用種	交雑種	交雑種	交雑種	肉専用種

黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	無角和種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	は肉専用種の種別を示している。
ホルスタイン種	ジャージー種	乳用種	は乳用種の種別を示している。				
交雑種	は乳用種×肉専用種(F1)の種別を示している。						

(別紙1) 既存牛リストの事例

所属団体名: 農業協同組合	リスト発行日: 平成15年11月1日
管理者氏名:	農家コード: 9999999999
管理者住所: 東京都千代田区神田神保町 - -	電話番号: 99-9999-9999
飼養施設の所在地: 東京都千代田区神田神保町 - -	FAX番号: 99-9999-9999

調査員氏名	
調査日	

転入日は、参考情報であり修正できません。ただし、個体識別番号から追加する牛については記入して下さい。

No	個体識別番号	存在チェック	生年月日	性別	母牛個体識別番号	牛の種別	転入日( )	メモ欄
1	12012 7530 3		H10/2/12	2:メス	10818 7452 8	1:ホルスタイン種	-	
2	12012 7531 0		H10/10/11	2:メス	10818 7458 0	4:黒毛和種	H11/8/6	
3	12012 7532 7		不明	不明	不明	不明	H11/8/6	
4	12012 7533 4		H11/8/21	2:メス	10818 7463 4	2:ジャージー種	-	
5	12012 7534 1		H13/1/1	2:メス	10818 7466 5	1:ホルスタイン種	-	
6	12012 7535 8		H13/11/15	2:メス	11780 5506 9	1:ホルスタイン種	-	
7	12012 7536 5		H13/12/15	2:メス	10818 7474 0	9:その他	-	
8	12012 7537 2		H14/9/7	2:メス	11780 5513 7	1:ホルスタイン種	-	
9	12012 7538 9							
10	12012 7539 6							
11	12012 7540 2							
12	12012 7541 9							
13								
14								
15								

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法附則第2条の規定により上記のとおり既存牛の届出をします。  
 (管理者の方へ)本リストを管内農政事務所が受理することにより、届け出られた既存牛の個体識別番号が本リスト通りに決定・通知した  
 こととします。なお、明示的に個体識別番号の通知が必要な方は、管内の農政事務所へその旨をお伝え下さい。

管理者氏名	印

【記入にあたって】

- 1.存在チェック欄に、当該牛が存在する場合は「 」を、存在しない場合は「×」を、在庫耳標である場合は「有」を、管理換え又は紛失等で耳標が無い場合は「無」と記入して下さい。
- 2.存在チェック欄に「 」を記入した牛で、生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別について、その記載が無い場合(不明と記載されている場合を含む)は、当該欄に記入し、誤りがある場合は修正して下さい。なお、性別は必須です。
- 3.導入牛等で個体識別番号の記載がない牛については、当該個体識別番号を記入の上、存在チェック欄を「 」とし、生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別を記入して下さい。なお、性別は必須です。

【記入方法】

- 1.個体識別番号 10桁で記入して下さい。(拡大4桁のみは不可です)
- 2.存在チェック 「 」、「×」、「有」、「無」のいずれかを記入して下さい。
- 3.生年月日 和暦(例 H15/11/20)で記入して下さい。
- 4.性別 「1:オス」、「2:メス」のいずれかを記入して下さい。
- 5.母牛個体識別番号 10桁で記入して下さい。(拡大4桁のみは不可です)
- 6.牛の種別 下記のいずれかを記入して下さい。  
1:ホルスタイン種、2:ジャージー種、3:交雑種(肉専用種×乳用種)、4:黒毛和種、5:褐毛和種、6:日本短角種、7:無角和種  
8:黒毛和種×褐毛和種、10:和牛間交雑種(8以外)、11:肉専用種(4～10以外)、12:乳用種(1及び2以外)
- 7.転入日 和暦(例 H15/11/25)で記入して下さい。

**注) 詳しくは、別途配布される説明書を参考にして下さい。**



平成15年9月11日

牛トレーサビリティ制度に基づく既存牛の届出について  
(既存牛の再届出にかかる基本計画)

農林水産省消費・安全局衛生管理課牛トレーサビリティ監視班  
農林水産省生産局畜産部畜産振興課個体識別システム活用班  
独立行政法人家畜改良センター個体識別部長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という。)附則第二条第2項に基づく既存牛の管理者が行う届出(以下、「既存牛の再届出」という。)については、管理者が円滑かつ適切に届出を行えるよう、基本的に以下の手順により実施することとします。

なお、具体的な業務の進め方は、別添「既存牛の再届出の手引き」を参照して下さい。

1. 届出を行う者及び届出の対象となる牛

- (1) 既存牛の再届出は、12月1日午前0時時点で牛を管理している管理者が、同時点で管理している牛について届出を行うものとします。(同時点でと畜場において管理されている牛の管理者は荷受業者です。)
- (2) ただし、12月1日から7日までの間に牛を導入した管理者には、前の管理者からの転出が12月1日以降であることを確認できない牛についても届出を行うよう依頼します。(11月30日以前に前の管理者から転出している場合、前の管理者からの届出が行われなかったためです。)(補足(1)参照)

2. 届出の方法

- (1) 地方農政事務所は、管理者ごとの12月1日以前のある時点における繋養牛等のリスト(以下「既存牛リスト」という。)を作成し、都道府県畜産課及び農協等関係団体と協力して、既存牛の再届出の趣旨・方法を説明した上で、各管理者に配布します。
- (2) 管理者は、12月1日午前0時時点で管理している牛に基づき、事前に配布された既存牛リストを確認し修正します。

また、12月1日から7日までの導入牛のうち、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが確認できない牛についても、既存牛リストに記入します。

(補足(1)参照)

- (3) 管理者は、修正した既存牛リストを地方農政事務所に提出します。
- (4) 地方農政事務所は、提出された既存牛リストを確認し、記入漏れ等の問題がなければ受理します。(問題があれば管理者に確認し、依頼を受けて修正します。)
- (5) 地方農政事務所は、受理後に届出内容に矛盾等がないかを確認し、必要があれば管理者に確認を行います。また、未届出牛等があった場合には、管理者に追加の届出を行うよう連絡します。

### 3. 個体識別番号の決定・通知

地方農政事務所が既存牛リストを受理することにより、届け出られた既存牛の個体識別番号が当該リスト通りに決定・通知したものとします。(明示的に個体識別番号の通知が必要な管理者には別途通知します。)

#### [補足]

- (1) 12月1日午前0時時点の管理者が不明瞭となることが予想されるケースについては、別途、詳細な対応方法を作成します。(基本的には、12月1日から7日までの導入農家に対する届出の依頼(1(2)及び2(2))、12月中の導入にかかる異動報告の徹底、(独)家畜改良センターにおける未届出牛のチェックとそれに基づく確認を組み合わせて対応することになると考えます。)
- (2) 既存牛リストを何時作成するかの基礎となる、地方農政事務所におけるROシステムを通じた既存牛リスト作成に必要な時間(出力・印字の時間ではなくデータの取得に要する時間)については、現在進めている(独)家畜改良センターによるROシステムの運用試験とそれを踏まえたシミュレーションに基づき、追って連絡します。
- (3) 既存牛リストについては、関係者の意見を踏まえ、牛の掲載順を生年月日順とする(ROシステムの環境設定の変更で個体識別番号順も可能)とするとともに、転入日を参考情報として表示することとしました。ただし、転入日については、個体識別番号から追加する牛については記入が可能ですが、転出の確認を伴うことから既に記載されているものを修正することはできません。
- (4) (独)家畜改良センターにおけるシステム停止は、現在のところ、11月15日から23日の予定です。(この間は既存牛リスト作成に必要なデータの取得はできません。)

(別紙3) 再届出農家リスト作成のための農家マスタの修正について

現在登録されているのは「飼養施設の所在地」の住所等です。

連番	農家コード	農家名(漢字)	農家名(カナ)	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所(漢字)	所属団体コード
----	-------	---------	---------	------	-------	------	--------	---------

\*シートに5列  
挿入して下さい。

電話番号	FAX番号	郵便番号	住所(漢字)	通知先FAX
------	-------	------	--------	--------

「管理者の住所」が「飼養施設の所在地」と異なる場合のみ、記入して下さい。(注参照)

このFAX番号欄が空欄の方で、届出をFAXで行っている方については、  
個体識別番号の通知先(牛舎、自宅にFAXがない場合は農協等)のFAX番号を、  
右の欄に記入して下さい。(元の欄は記入不要)

(注) 現在登録されている飼養施設と住居が離れている場合であっても、実際に連絡を取るために必要な住所として飼養施設が適当な場合(1日の大半を牛舎で過ごしている場合)には、記入の必要はありません。(「管理者の住所」=「飼養施設の住所」とみなします。)

(別紙4)

**農家マスタ 項目修正・追加依頼書**

依頼者 所属 \_\_\_\_\_ (所属団体名・部課係を記入)

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

依頼日(必須) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 変更開始日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

依頼理由 既登録事項の是正 登録事項の変更 追加 経営継承  
その他( \_\_\_\_\_ )

農家(飼養地)コード(必須)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(農家コードは訂正対象外です)

下記項目のうち、修正・追加の必要な項目にのみ記入してください。

農家(管理者)氏名

修正前	
修正後	フリガナ

管理者の電話番号

修正前	-	-
修正後	-	-

管理者のFAX番号

修正前	-	-
修正後	-	-

管理者の住所

修正前	〒 -
修正後	〒 - フリガナ

郵便番号は7桁で。

飼養施設の電話番号

修正前	-	-
修正後	-	-

飼養施設のFAX番号

修正前	-	-
修正後	-	-

個体識別番号番号通知受信用FAX番号

修正前	-	-
修正後	-	-

飼養施設の住所

修正前	〒 -
修正後	〒 - フリガナ

所属団体

	コード(電話番号)	名称
修正前		
修正後		

下記に該当する場合、に✓を記入した上、該当する理由を で囲んでください。  
なお、牛飼養中止の場合は、上の農家コードの他、農家氏名、電話番号、FAX番号、住所、所属団体の修正前欄に各項目を記入した上で申請してください。

耳標配布不要 (理由: 1.牛飼養中止 2.肥育専用経営 3.公共牧場や公共牧野 9.その他 )

通信欄
-----

3 牛個体識別全国データベース修正請求書及び飼養地情報開示方法通知書  
 (1) 自らの報告を修正する場合の様式

牛個体識別全国データベース修正請求書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 印

管理者等の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き」第2条第1項の規定に基づき、記録事項の修正を行いたいので下記により請求します。

記

1 修正に係る牛の個体識別番号

2 修正の内容

正	誤

3 連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレ)

4 その他

(日本工業規格A4)

( 2 ) 購入者が購入先の管理者の報告の誤り等を修正する場合の様式

牛個体識別全国データベース修正請求書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

印

管理者等の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き」第2条第2項の規定に基づき、記録事項の修正を行いたいので下記により請求します。

記

1 修正に係る牛の個体識別番号

2 修正の内容

正	誤

3 連絡先（電話番号、FAX番号、E\_メールアドレス）

4 その他（記録の漏れ又は誤りがあることを証する書面を添付すること）

（日本工業規格 A 4）

(3) インターネットでの氏名等の情報開示を通知する場合の様式

飼養地情報公表通知書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

注)

氏名又は名称 印

管理者等の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き」第3条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

牛個体情報のうち飼養地に係る情報を一般アクセス用データベースから提供するに当たって、私の管理者特定情報（管理者の氏名又は名称及び飼養施設の住所に限る）を公表することに同意します。

連絡先（電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）

注) 管理者等が複数の場合は、「別記のとおり」と記入し、別記に公表する管理者等を記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別記

公表する管理者等

管理者等の コード番号	氏名又は名称	連 絡 先 (電話番号、FAX、番号、eメールアドレス)	印	備 考

(日本工業規格 A 4 )